

第三期

帯広市地域福祉計画

令和2年3月

帯 広 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題	4
1 帯広市の現状	5
（1）市民の状況	5
（2）地域活動・市民活動団体等の状況	8
（3）保健福祉サービス状況や課題	11
（4）各種窓口相談等件数	14
2 市民アンケート調査の結果	17
3 第二期帯広市地域福祉計画の取り組みの評価結果	22
4 今後に向けた課題と基本的考え方について	27
（1）課題について	27
（2）基本的考え方について	28
第3章 地域福祉推進の考え方	29
1 計画の基本理念	30
2 計画の基本目標	30
3 施策の体系	31
4 市民・関係団体・関係機関・行政等の役割	32
（1）市民の役割	32
（2）自主活動グループの役割	32
（3）地域活動団体の役割	32
（4）事業者の役割	32
（5）社会福祉法人の役割	33
（6）社会福祉協議会の役割	33
（7）市の役割	33
5 地域福祉活動における階層と圏域の考え方	34

第4章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

基本目標1 共に支え合う地域づくり・・・・・・・・・・ 36

基本方向(1) 地域活動を支える拠点づくり・・・・・・・・ 36

主な施策① 既存施設等を活用した拠点づくりの促進・・・・ 36

主な施策② 地域活動団体への支援・・・・・・・・・・・・ 36

基本方向(2) 地域福祉を担う人材の育成・確保・・・・ 37

主な施策① 地域福祉に関する意識の醸成・・・・・・・・ 37

主な施策② 地域の人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・ 37

基本方向(3) 地域福祉活動の推進・・・・・・・・・・・・ 38

主な施策① 地域における支え合い機能の充実・・・・ 38

主な施策② 主体的参加の推進・・・・・・・・・・・・・・ 39

主な施策③ 関係団体との連携促進・・・・・・・・・・・・ 39

主な施策④ 地域の防災活動の推進・・・・・・・・・・・・ 39

基本目標2 安心して生活できる地域づくり・・・・・・・・ 40

基本方向(1) 相談支援と福祉サービスの適切な利用促進・ 40

主な施策① 地域における相談体制の充実・・・・・・・・ 40

主な施策② 総合的な相談体制の確保・・・・・・・・・・・・ 40

主な施策③ 福祉サービスの提供体制の充実・・・・・・ 41

主な施策④ 再犯防止に向けた取り組みの推進・・・・ 41

(帯広市再犯防止推進計画)

基本方向(2) 包括的な連携体制の確立・・・・・・・・・・ 42

主な施策① 包括的な支援を行う体制づくり・・・・・・ 42

主な施策② 切れ目のない包括的な支援・・・・・・・・・・ 42

主な施策③ 生活困窮者自立に向けた支援・・・・・・・・ 43

相談に対する包括的な支援を行う全体像(イメージ)・・ 44

基本方向(3) 権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・ 45

主な施策① 成年後見制度の利用促進・・・・・・・・・・・・ 45

(帯広市成年後見制度利用促進基本計画)

主な施策② 虐待等防止に向けた対応・・・・・・・・・・・・ 46

基本目標3 生き生きと健康で暮らせる地域づくり・・・・ 47

基本方向(1) 誰もが支え合う地域環境の整備・・・・ 47

主な施策① ノーマライゼーション理念の定着・・・・ 47

主な施策② ユニバーサルデザインの地域づくり・・・・ 47

基本方向（２） 健康づくりや介護予防の推進	４８
主な施策① 地域における健康づくりの支援	４８
主な施策② 介護予防の推進	４８
主な施策③ 介護と医療との連携	４８
主な施策④ 自殺防止に向けた取り組み	４９

第５章 計画の推進 ５０

１ 計画の推進体制	５１
２ 計画の進捗管理	５１
（１）点検・評価及び附属機関への報告	５１
（２）計画の周知	５１
３ 指標の設定	５１

資料編 ５２

１ 帯広市健康生活支援審議会委員名簿	５３
２ 第三期帯広市地域福祉計画策定経過	５４
３ 帯広市地域福祉計画庁内策定委員会名簿	５６
４ 用語集	５７

計画の策定に
あたって

第1章

1 計画策定の目的

本市ではこれまで、第一期帯広市地域福祉計画の策定以来、地域福祉に対する意識啓発を進めるとともに、地域活動の支援や総合的なサービスを提供できる体制の整備など、互いに支え合いながら安心して暮らすことができる地域社会づくりを目指し、取り組みを進めてきました。

近年、高齢者、障害のある人、子育て世帯などの各分野にまたがる、解決が難しい相談ケースが増えるとともに、核家族化や単身世帯の増加などライフスタイルの変化により地域のつながりが弱まってきています。

こうした社会環境の変化などを踏まえ、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めることを目的として計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」に位置付けられており、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。

国では、市町村が定める地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障害のある人の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を盛り込むこととしており、本市では地域福祉に関する分野計画として第七期帯広市総合計画に即して策定し、「帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「帯広市障害者計画」、「帯広市障害福祉計画」、「帯広市障害児福祉計画」、「けんこう帯広21」、「おびひろこども未来プラン」、「帯広市子ども・子育て支援事業計画」等に関する施策を横断的に展開し、これらの上位計画として、分野間の調和を図り、連携しながら取り組むことにより「地域共生社会」の実現を目指すものです。

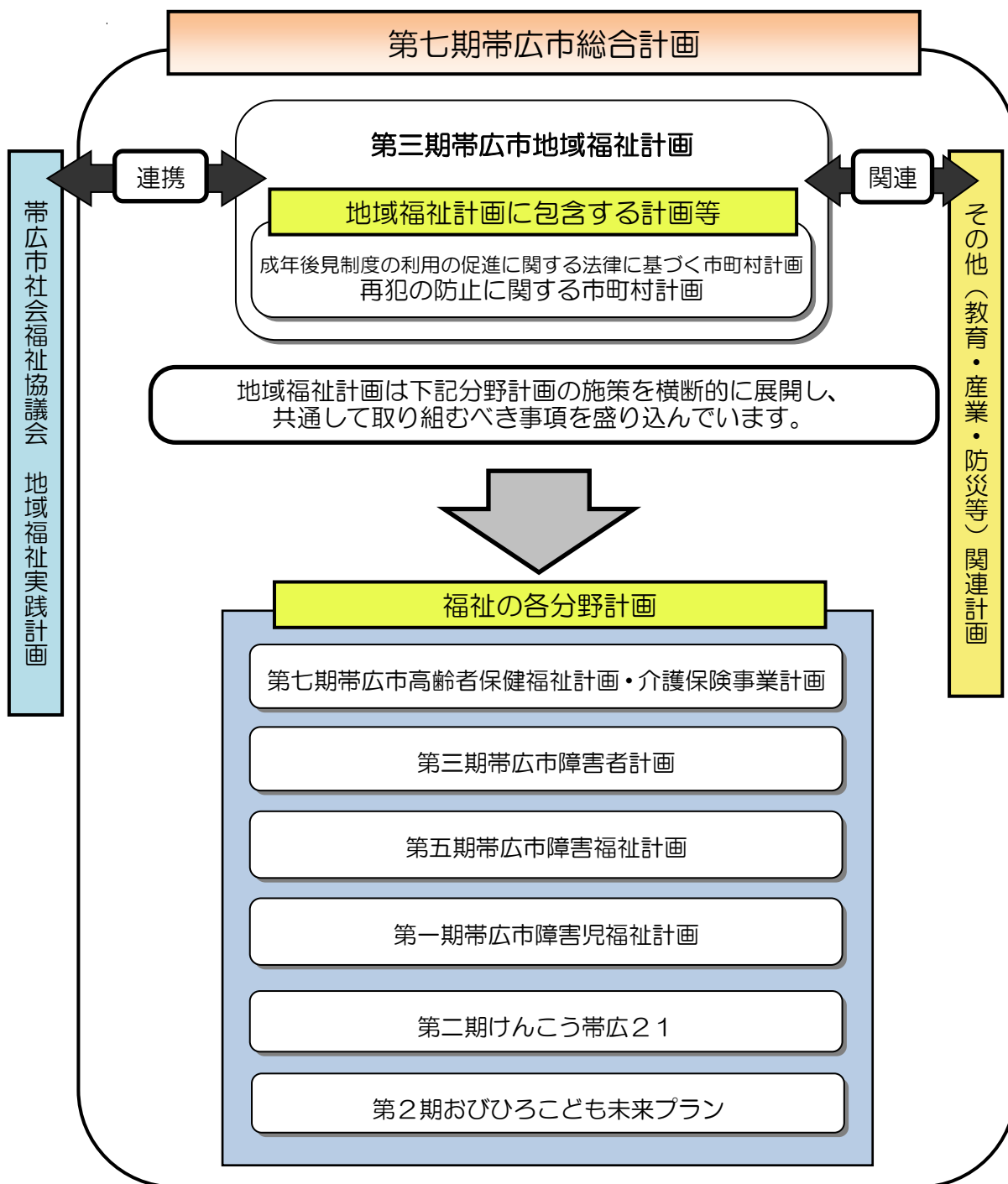
また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき市町村が定める基本的な計画や、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める「地方再犯防止推進計画」を本計画に包含し、一体的な支援体制を築くものです。

なお、本計画は社会福祉法人帯広市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」とも連携を図りながら取り組みを進めます。

3 計画の期間

本計画の期間は2020（令和2）年度～2024（令和6）年度までの5年間とし、国や北海道の動向、社会情勢、福祉関連の制度改正や市民ニーズの変化など必要に応じて計画の見直しを検討することとします。

【地域福祉計画の位置付け及び関連図】



帯広市の地域福祉の
現状と課題

第2章

1 帯広市の現状

各種統計資料に基づく、本市における地域福祉を取り巻く状況は次のとおりです。

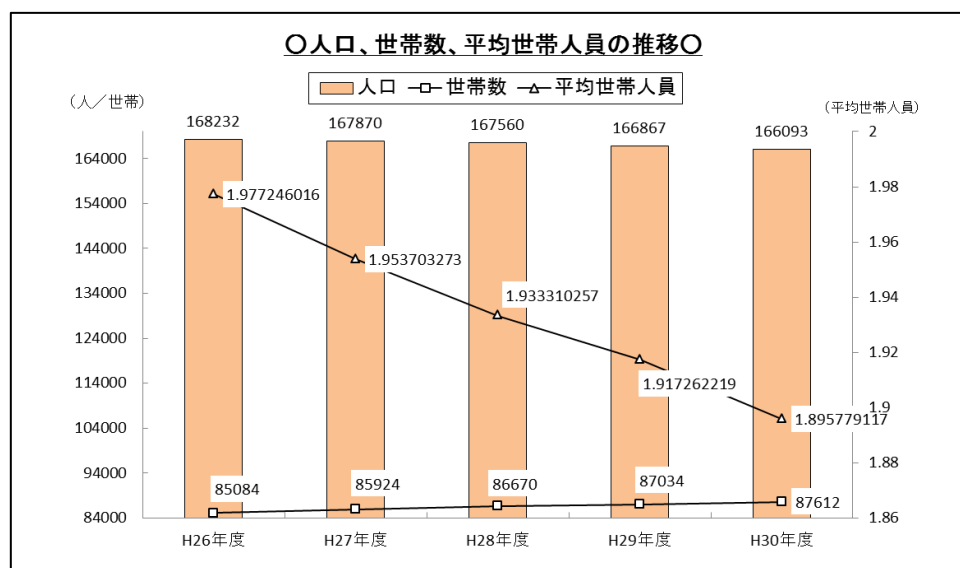
(1) 市民の状況

本市の総人口は平成30年度時点で166,093人となっており、人口、平均世帯人員は過去5年間を通し、減少傾向が続いていますが、世帯数はゆるやかな増加傾向にあります。

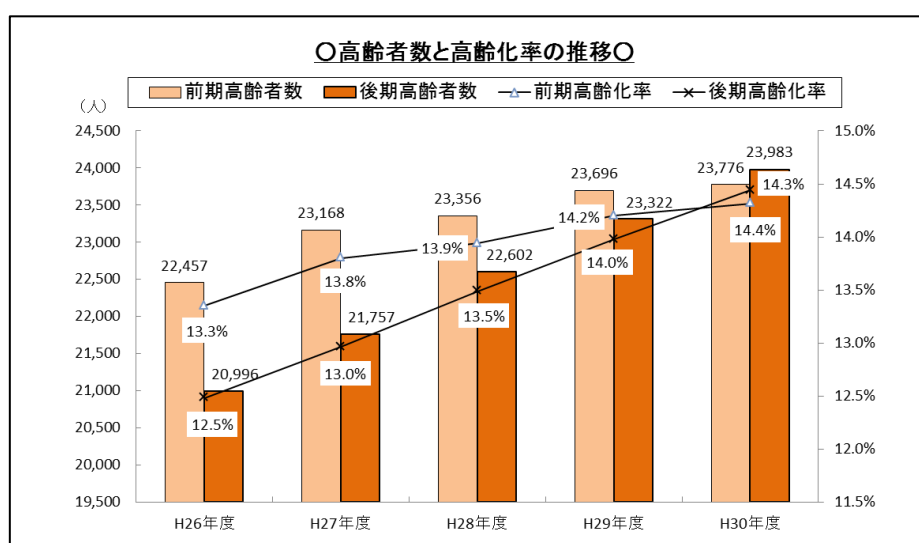
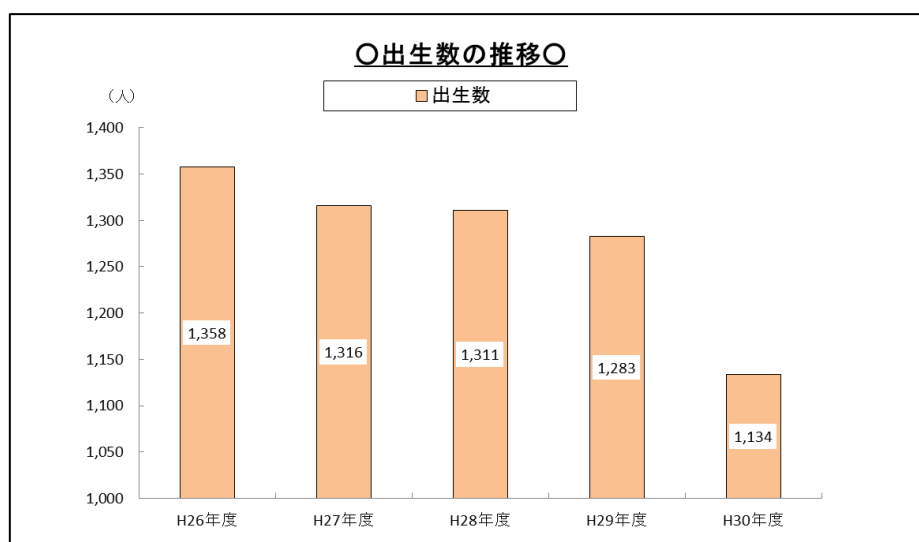
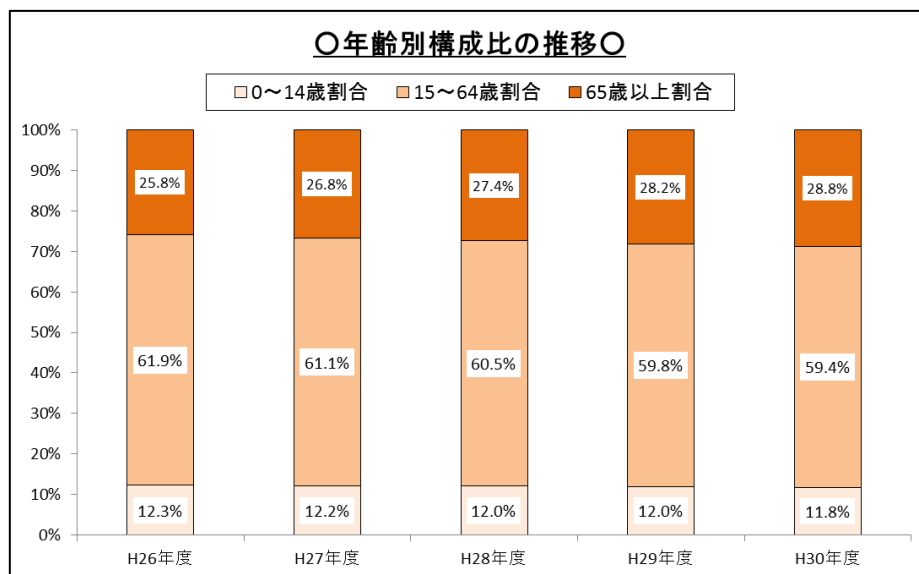
年齢別では、65歳以上の人口の割合が増加している反面、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)の割合は減少傾向にあります。

出生数は減少傾向にあり、特に平成30年度は他年度に比べ、大きく減少している一方、高齢者数及び高齢化率は前期、後期高齢者ともに増加傾向にあり、特に後期高齢者の割合が大きく高まるなど、少子高齢化が進んでいます。

また、高齢者単身世帯数や、知的障害者数、精神障害者数は直近5年間に約2割増加している状況にあります。

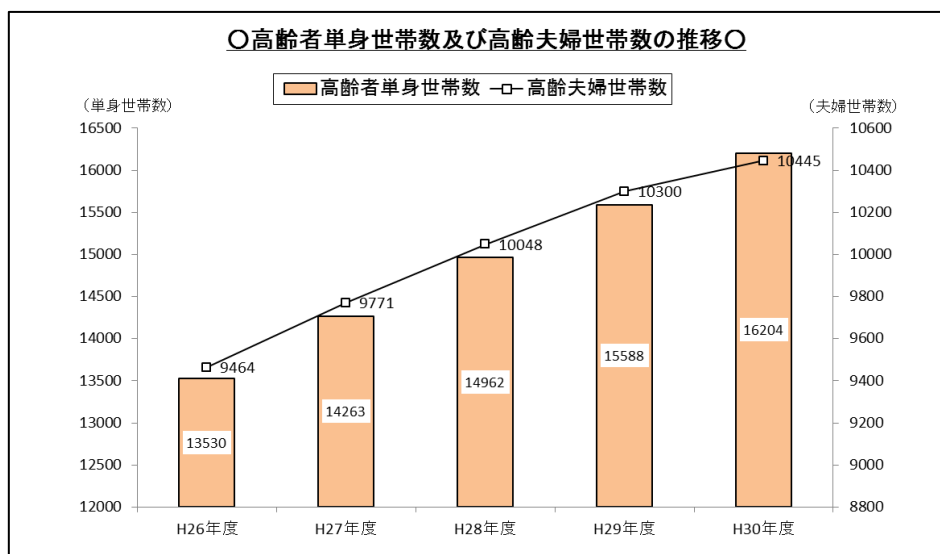


(住民基本台帳 各年度3月31日現在)

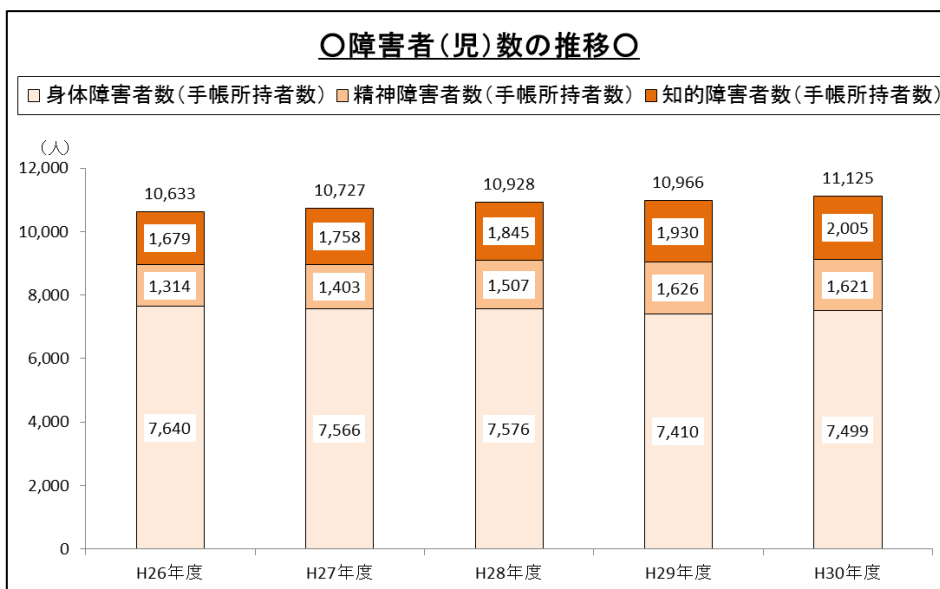


(各表 住民基本台帳 各年度3月31日現在)

第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題



(帯広市高齢者福祉課調べ 各年度4月当初)



(帯広市障害福祉課調べ 各年度3月31日現在)

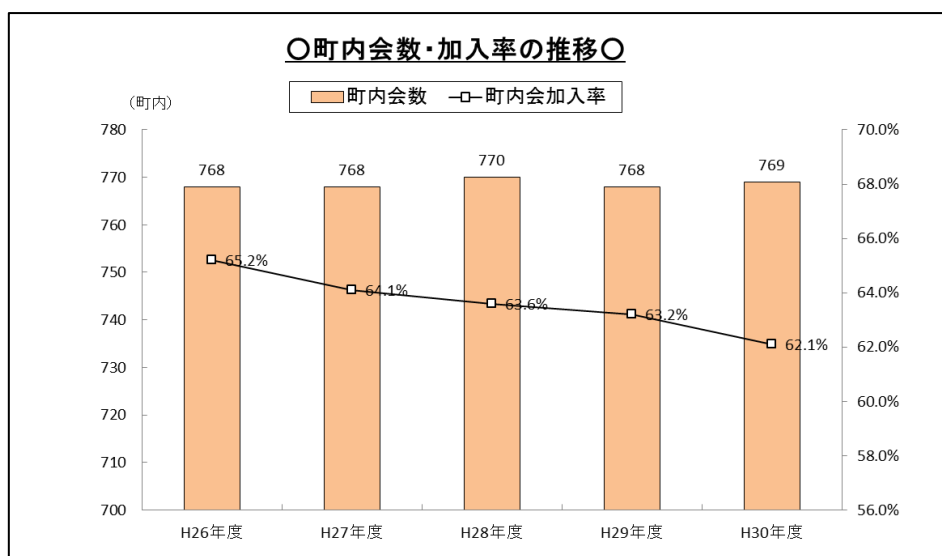
(2) 地域活動・市民活動団体等の状況

町内会数は横ばい傾向にありますが、加入率については減少傾向にあります。

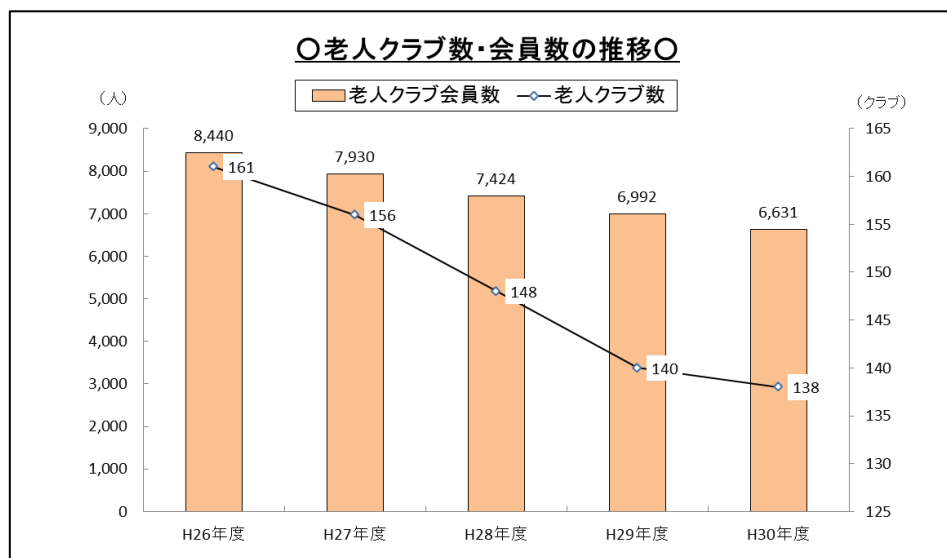
老人クラブ数、会員数は、減少しており、民生委員・児童委員も欠員数が増加しつつありますが、ボランティア登録団体数については増加傾向にあります。

災害時要援護者の個別計画作成件数については一時減少したものの、平成30年度には平成26年度と同数まで増加しています。

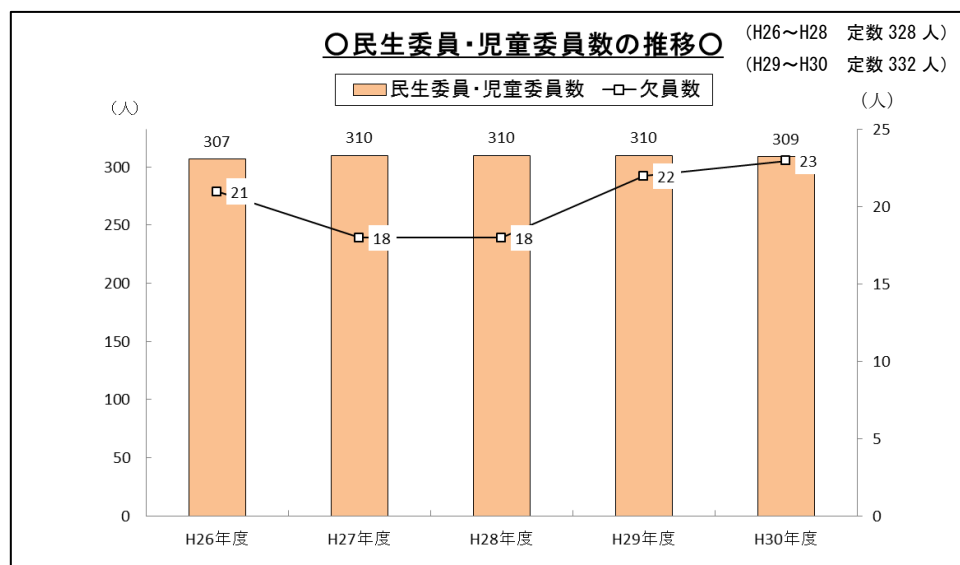
また、帯広市に主たる事務所を置いているNPO法人認証団体数は全体、福祉分野どちらも平成26年度より横ばい傾向にあります。



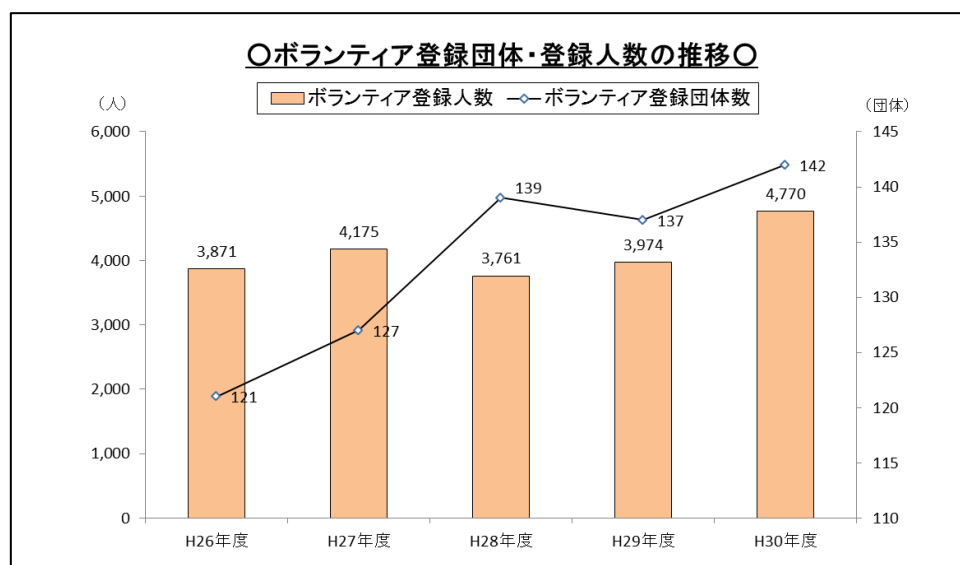
(帯広市市民活動推進課調べ 各年度4月1日現在)



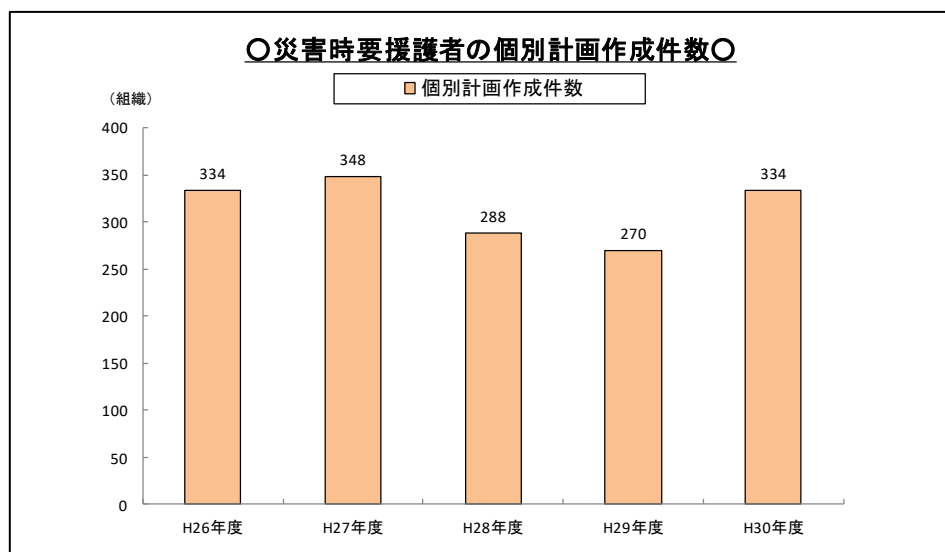
(帯広市高齢者福祉課調べ 各年度3月31日現在)



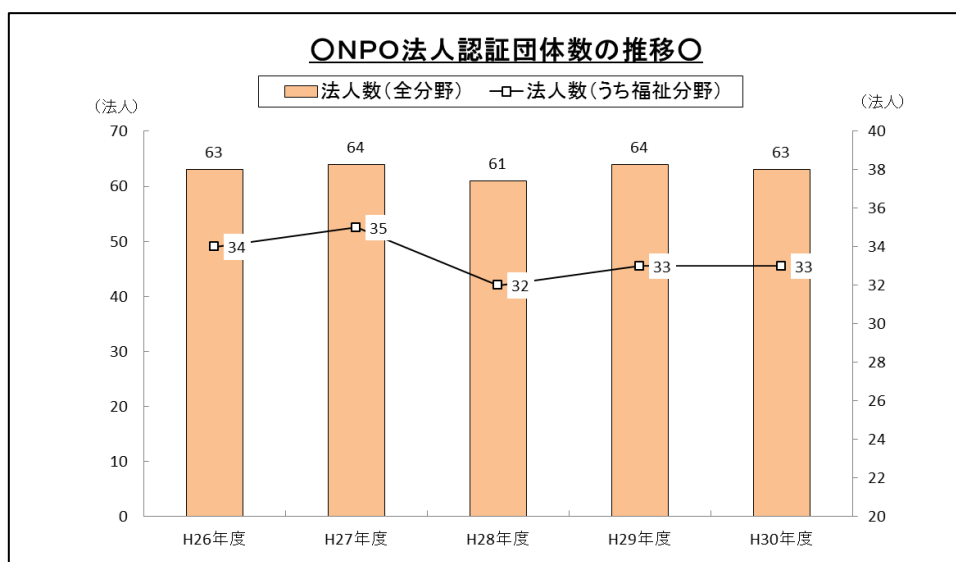
(帯広市社会課調べ 各年度4月1日現在)



(帯広市社会福祉協議会総務課調べ 各年度3月31日現在)



(帯広市総務課調べ 平成27年度以前は2月現在、平成28年度以降は3月31日現在)



(十勝総合振興局環境生活課調べ 各年度3月31日現在)

(3) 保健福祉サービス状況や課題

本市の要介護認定者数は、直近5年間で約14%増加しており、認知症高齢者数も約16%増加しています。

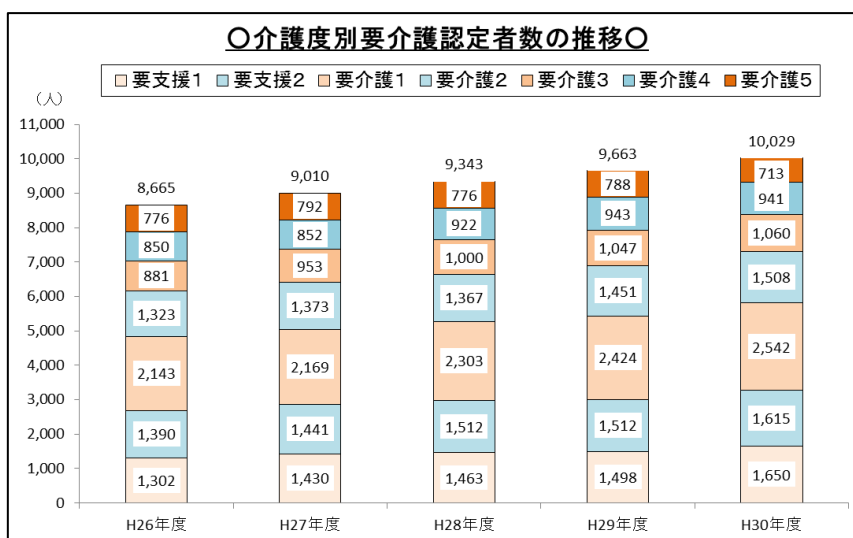
市民後見人の養成講習受講者は、平成26年度は44名の参加がありましたが、平成27年度以降20名前後で推移しています。

被保護世帯数は横ばいとなっていますが、被保護人員は減少傾向にあります。

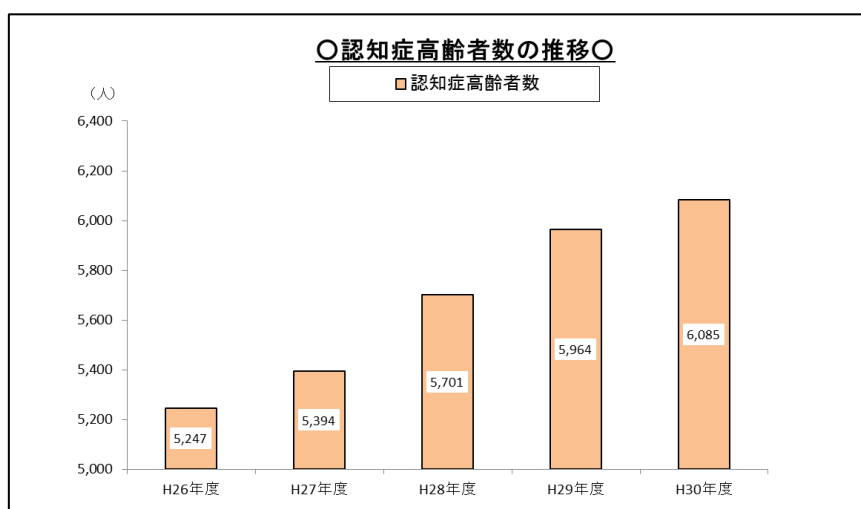
虐待認定件数は高齢者において、平成30年度に認定件数が増加しており、児童虐待についても平成28年度より増加しています。

自殺者数については年度ごとに増減がありますが、直近2年間では過去5年間の平均値を下回っています。

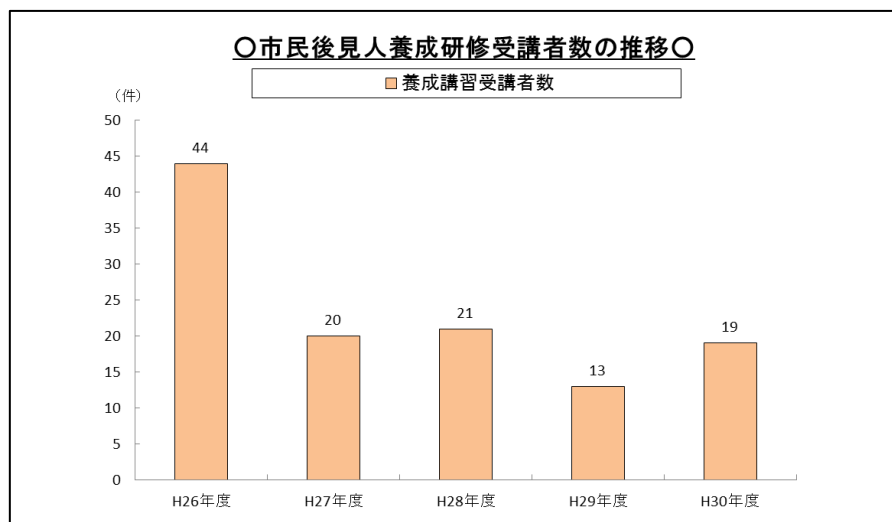
健康診査の受診者数については、直近5年間、ほぼ横ばいで推移しています。



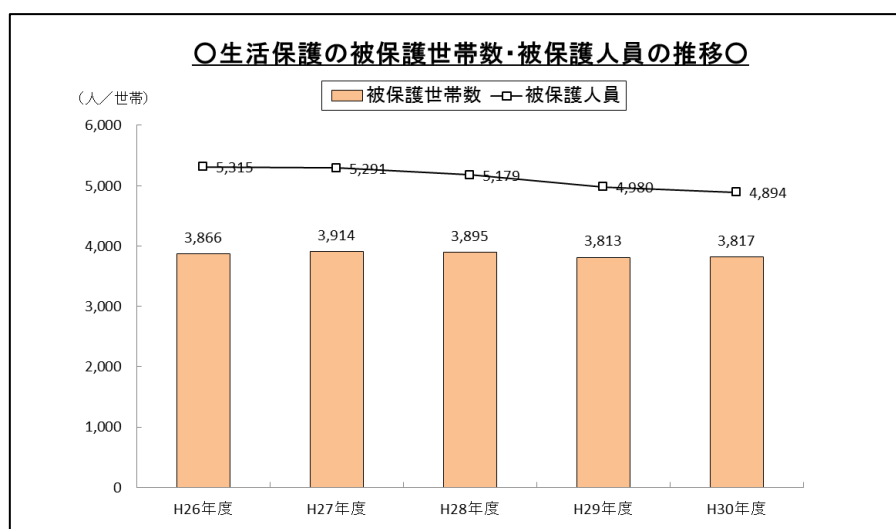
(帯広市介護保険課調べ 各年度3月31日現在)



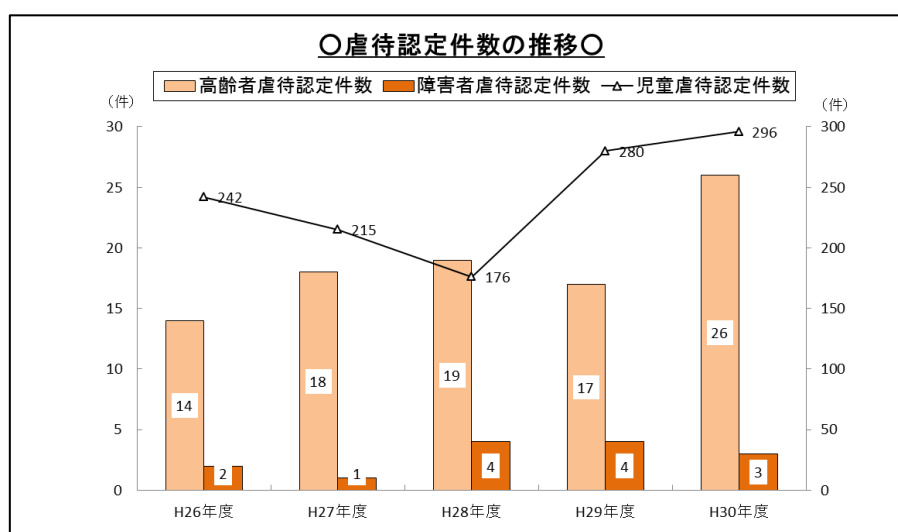
(帯広市高齢者福祉課調べ 各年度3月31日現在)



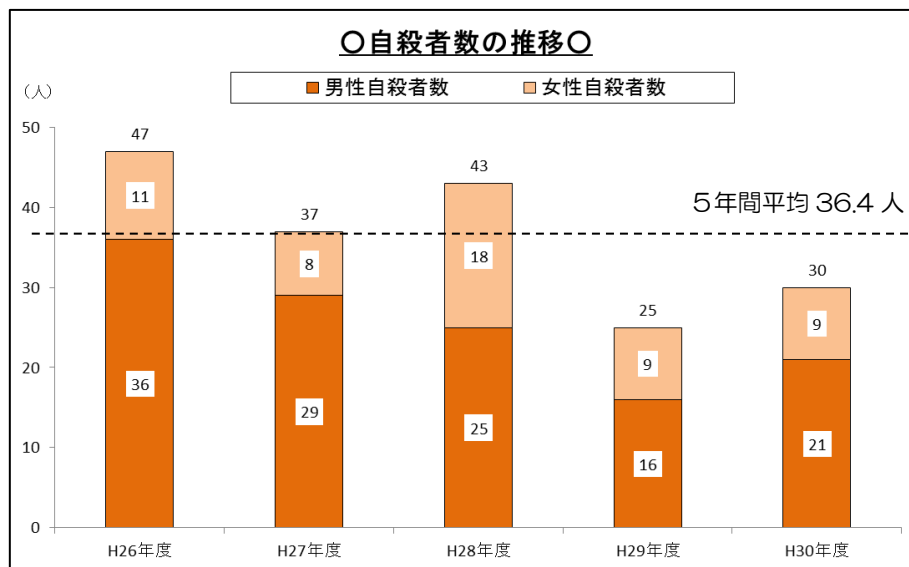
(帯広市社会課調べ 各年度3月31日現在)



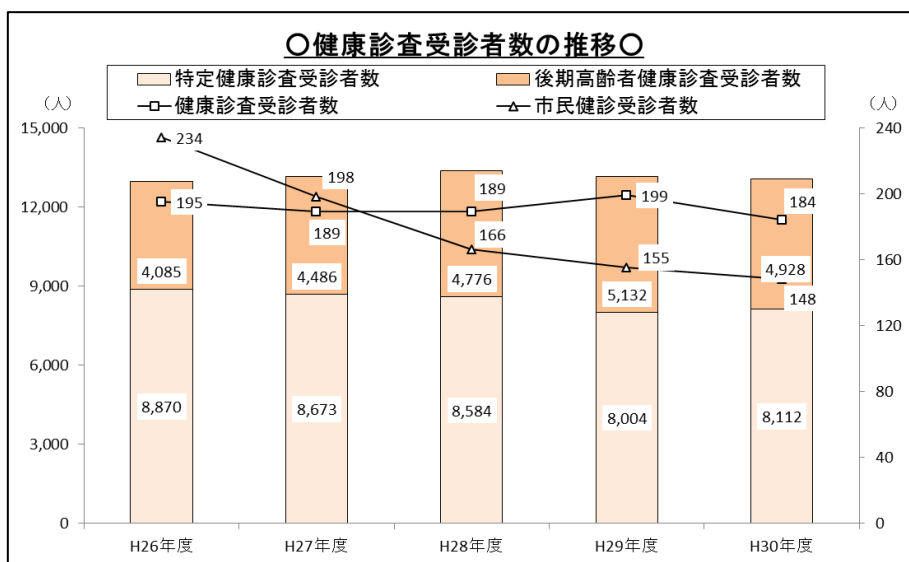
(帯広市保護課調べ 各年度3月31日現在)



(帯広市高齢者福祉課、障害福祉課 十勝総合振興局児童相談室調べ 各年度3月31日現在)



（帯広市健康推進課調べ 各年度3月31日現在）



（帯広市健康推進課、国保課調べ 各年度3月31日現在）

(4) 各種窓口相談等件数

保健福祉に関する総合相談件数(申請等を含む)は平成27年度に増加しましたが、その後は横ばい傾向にあります。

地域包括支援センターへの相談件数は年々増加の傾向にあります。

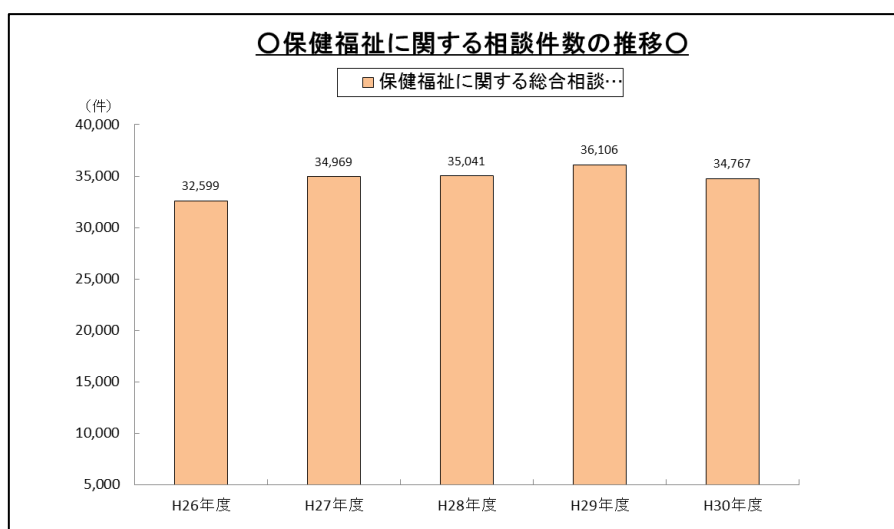
障害のある人の相談件数(申請等を含む)は平成28年度に増加しましたが、その後は横ばい傾向にあります。

子育て支援総合センターへの相談件数は平成29年度に増加しています。

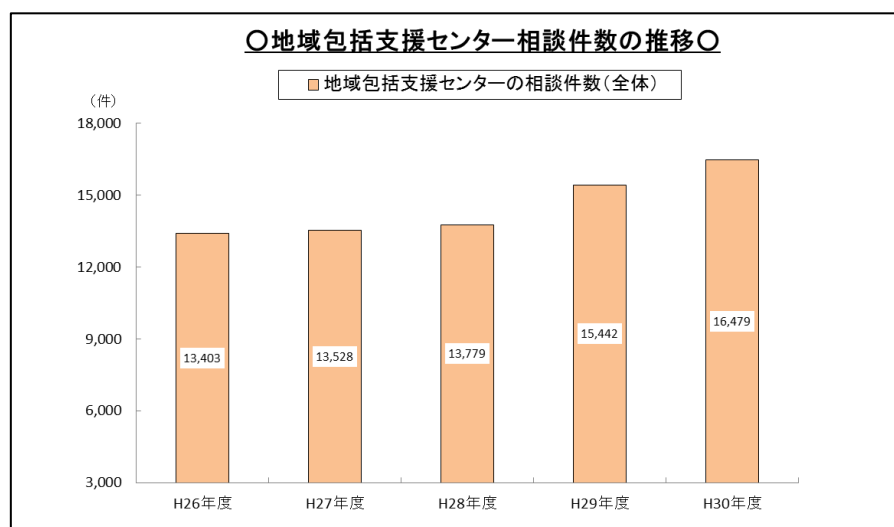
帯広市保護課の相談件数は平成28年度より1000件程度で推移していますが、ふらっとの相談件数は平成29年度に減少しています。

民生委員・児童委員の相談支援件数は平成28年度以降減少傾向にあります。

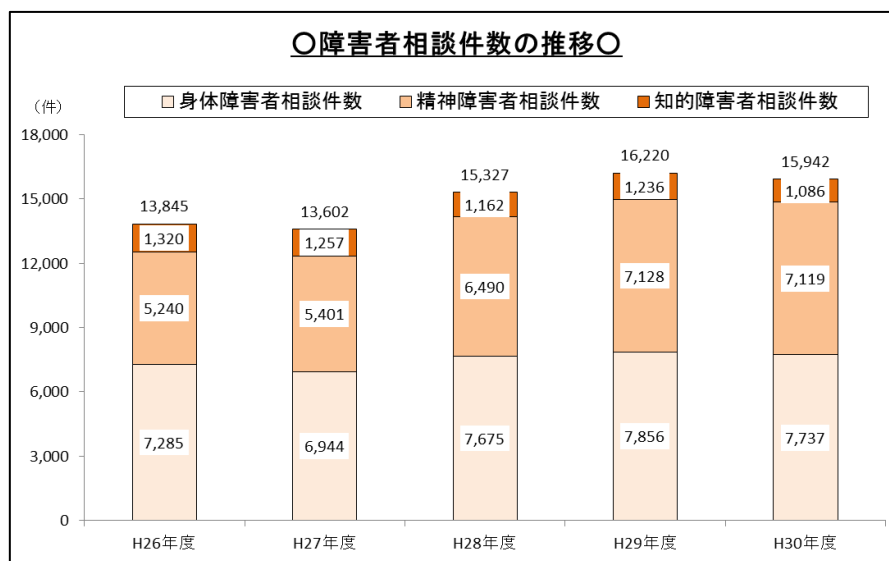
地域ケア会議の開催回数は平成26年度から増加傾向にあります。



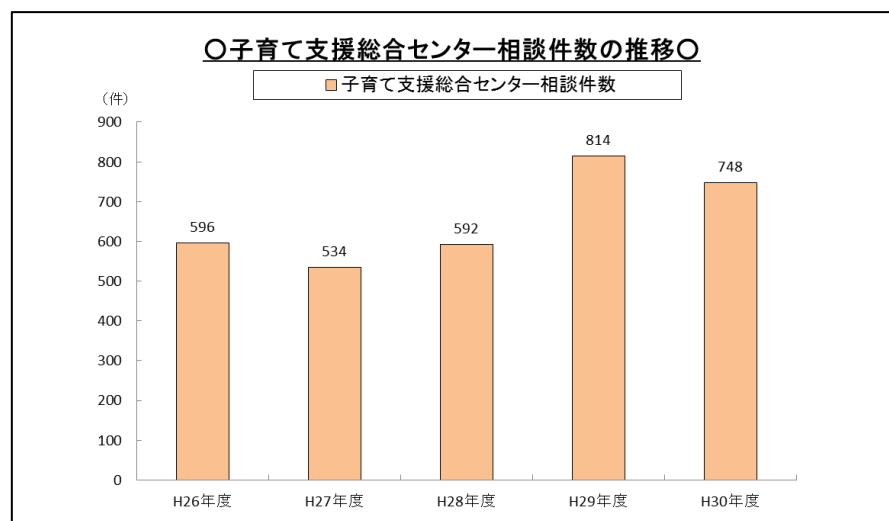
(帯広市高齢者福祉課調べ 各年度3月31日現在)



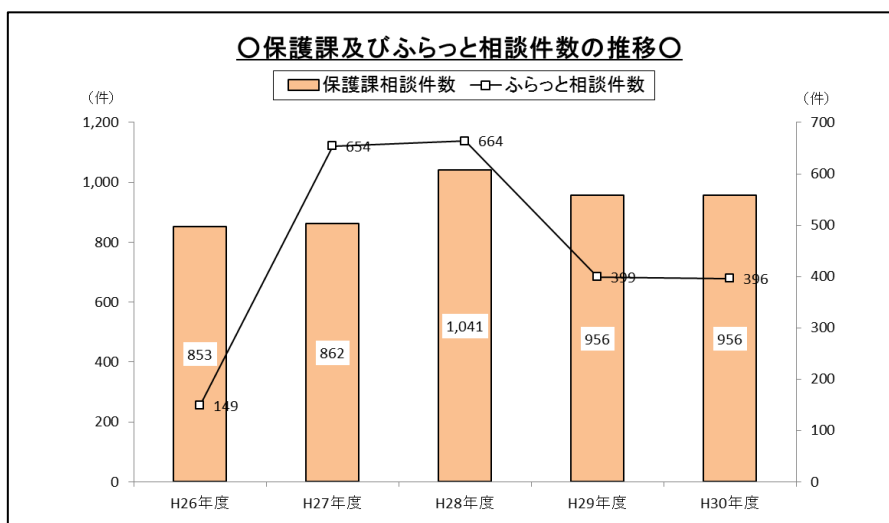
(帯広市高齢者福祉課調べ 各年度3月31日現在)



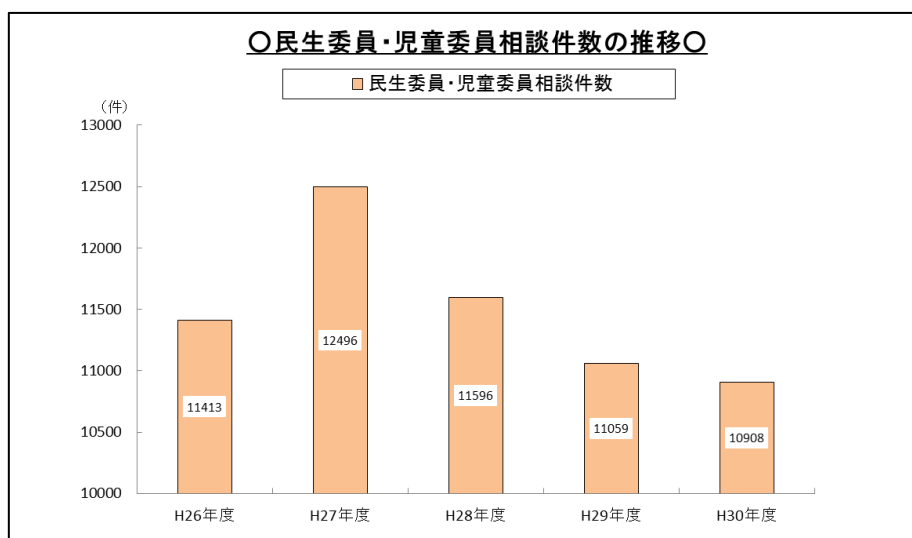
(帯広市障害福祉課調べ 各年度3月31日現在)



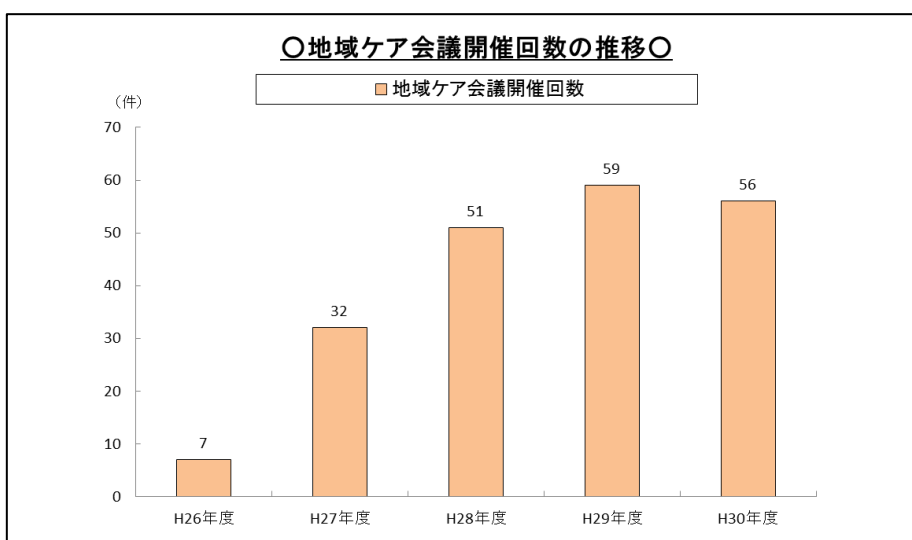
(帯広市子育て支援課調べ 各年度3月31日現在)



(帯広市保護課 自立相談支援センターふらっと調べ 各年度3月31日現在)



(帯広市社会課調べ 各年度3月31日現在)



(帯広市高齢者福祉課調べ 各年度3月31日現在)

2 市民アンケート調査の結果

市民の地域福祉に関する意識や実態を把握しながら、課題や問題点を整理し、第三期帯広市地域福祉計画に反映させることを目的として実施しました。

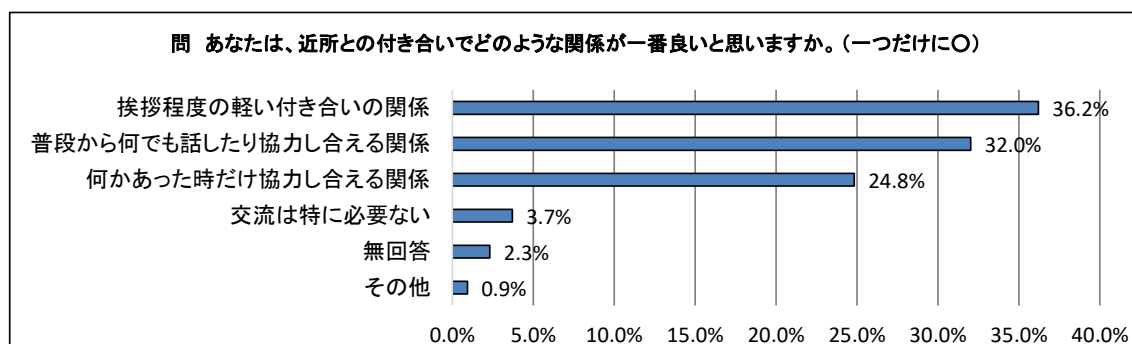
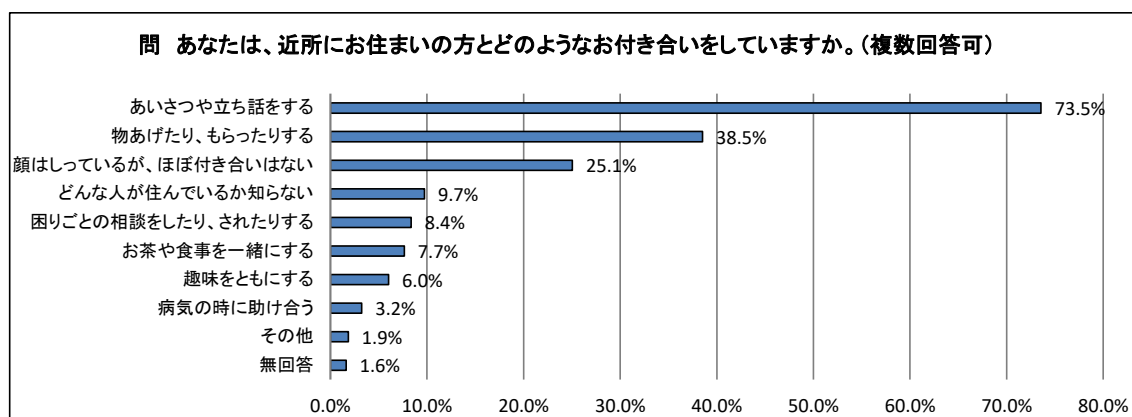
帯広市に住所を有する20歳以上の男女1,000人を対象に実施し、431人の方から地域福祉に対する意見について、主に次のような回答が得られました。

(結果については一部抜粋)

【近所との付き合いについて】

あいさつや立ち話は7割の人がするものの、近所の方とほとんど関わりない人も一定数いることが伺えました。

また、協力し合える関係が必要と考える人も一定数いることが伺えるものとなりました。



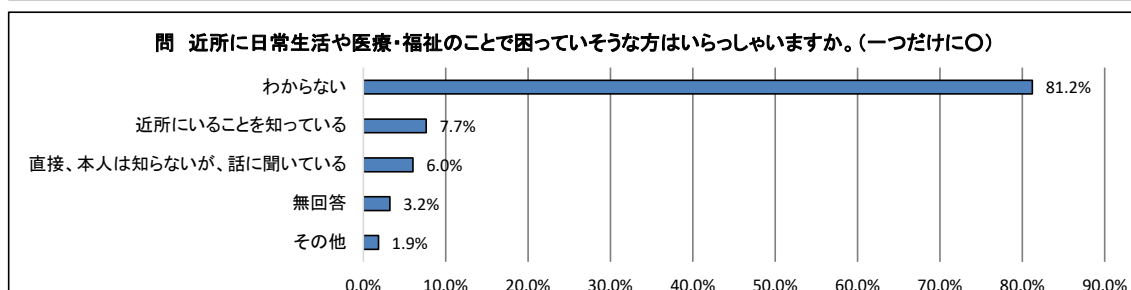
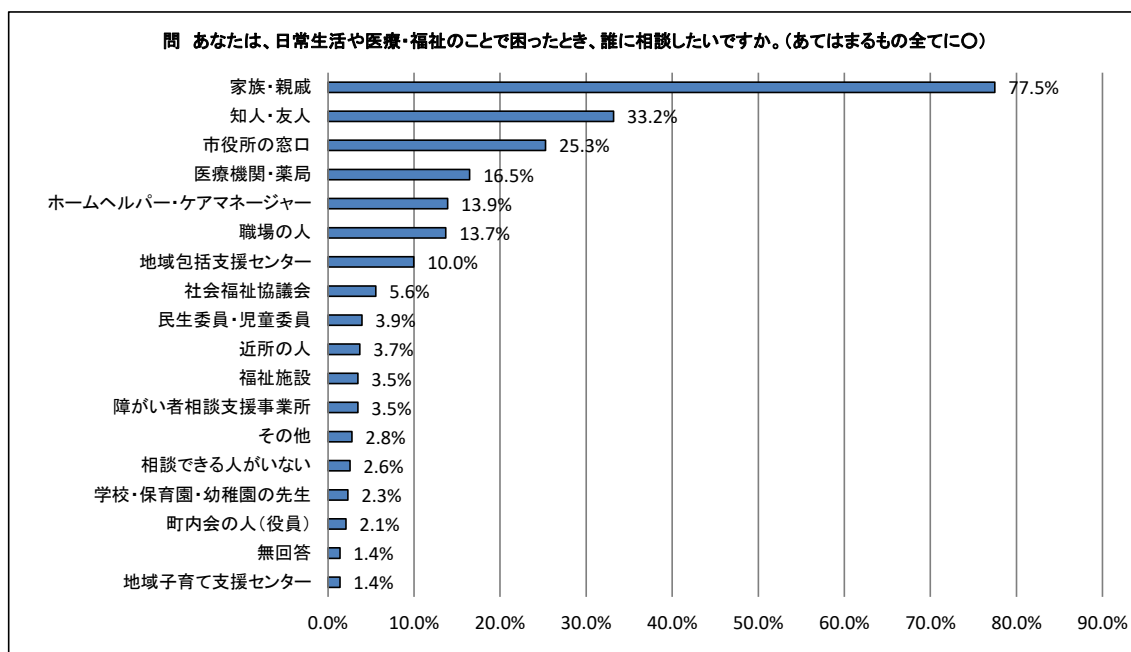
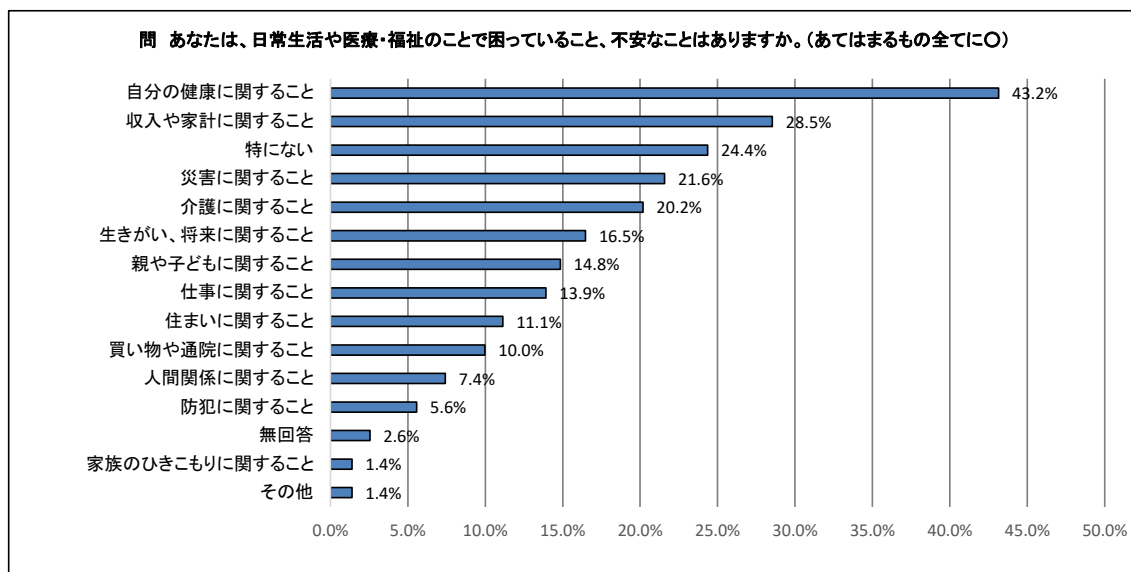
【日常の困り事について】

自分の困り事や不安なこととしては、「自分の健康に関すること」が最も多く、次いで「収入や家計に関すること」、「災害に関すること」、「介護に関すること」が上位となりました。

相談先としては、大半の人が「家族・親戚」、次いで「知人・友人」、「市役所」などを頼りにしており、「町内会」や「近所の人」で相談できる人が少ない状況が伺えるものとなりました。

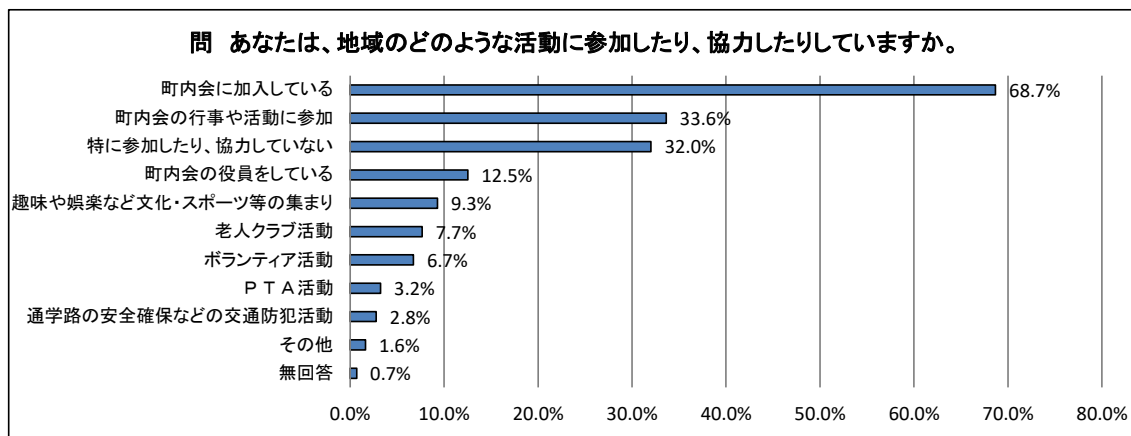
第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題

また、近所で困っている人がいるかどうかについては、知らないという人が大半となりました。



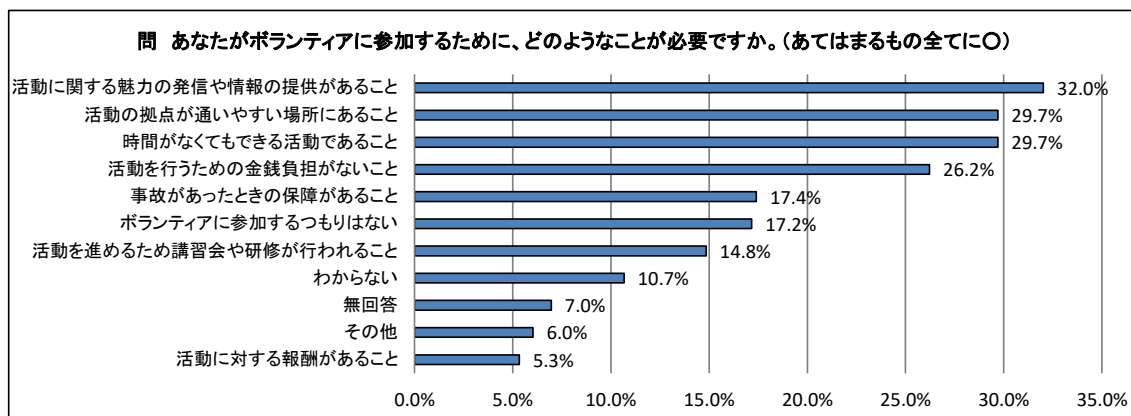
【地域活動について】

7割近くの人が町内会に加入しているが、活動している人は3割程度にとどまり、協力していない人も3割程度いる結果となりました。



【ボランティアに必要なことについて】

活動に関する情報発信、活動拠点の場所があることなどの回答が多い結果となりました。



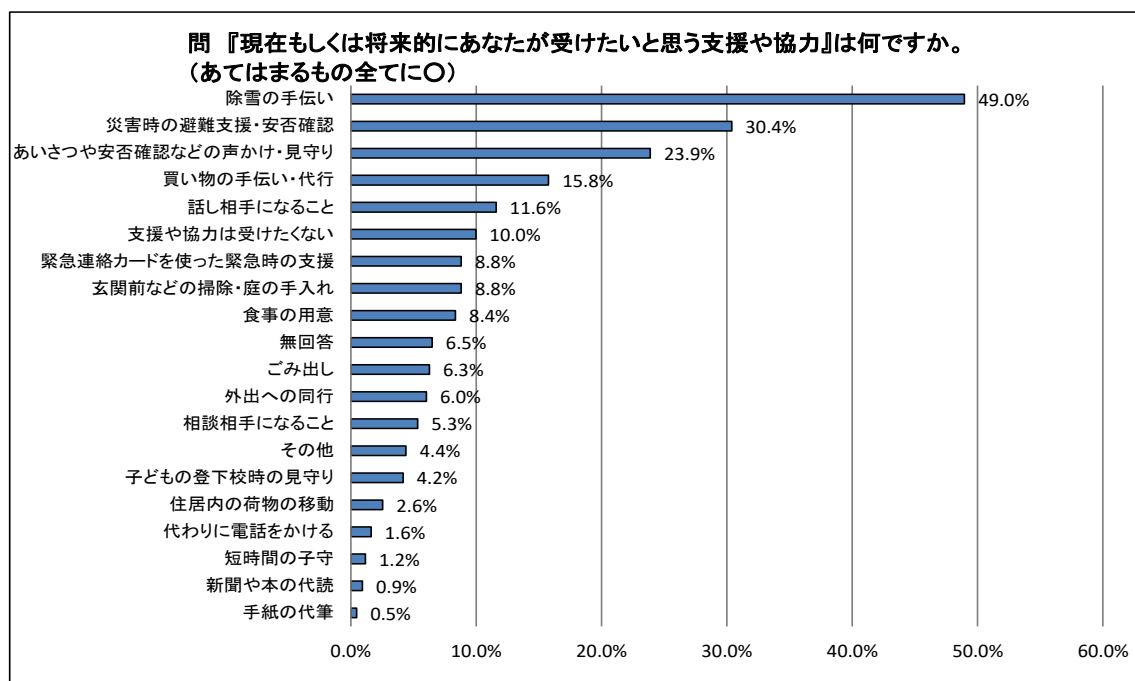
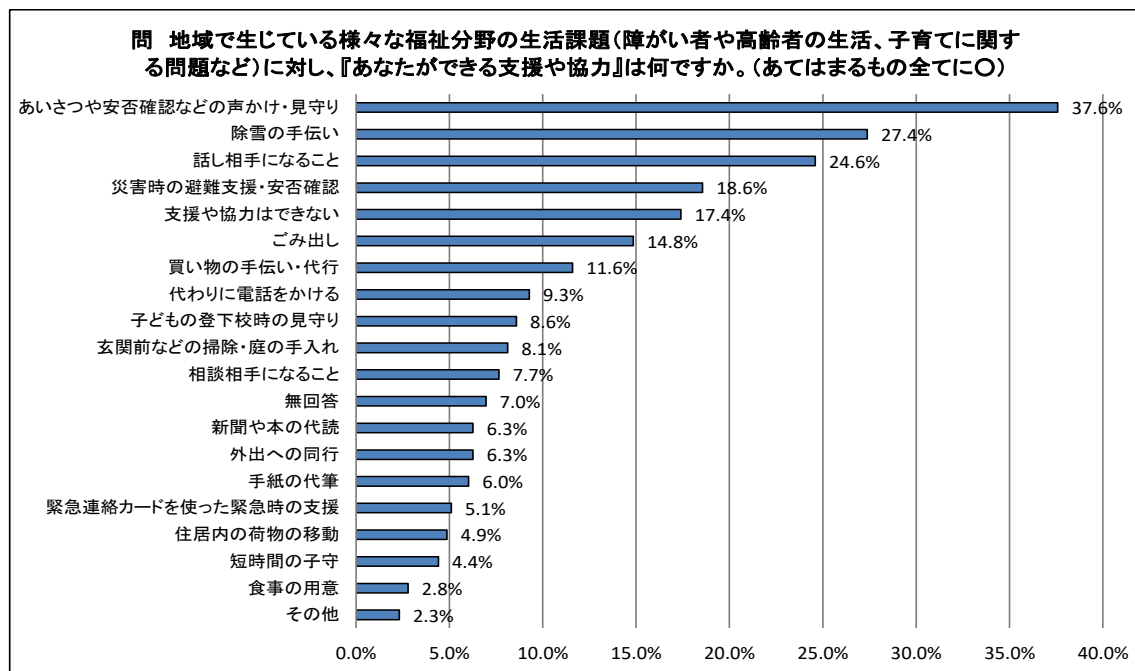
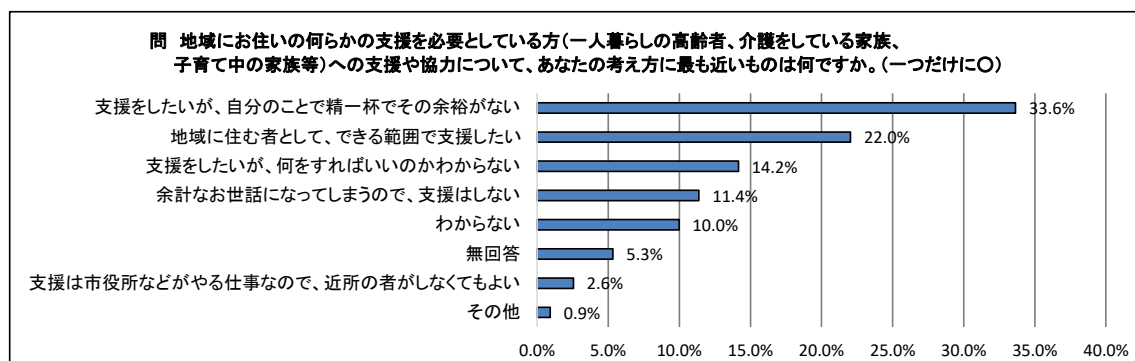
【近所の要支援者に対する支援や協力について】

「自分のことで精一杯で他の人のことを支援する余裕がない」、「余計なお世話になるので支援しない」と回答した人は約5割になった一方で、「支援したい」、「支援したいがなにをすればいいのかわからない」という回答も約3割ありました。

協力や支援できることとしては、「あいさつや安否確認などの声かけ・見守り」が約4割、「除雪の手伝い」や「話し相手になること」が上位となりました。

受けたい協力や支援としては、「除雪の手伝い」が約5割、次いで、「災害時の避難支援・安否確認」が3割となり、「あいさつや安否確認などの声かけ・見守り」が続きました。

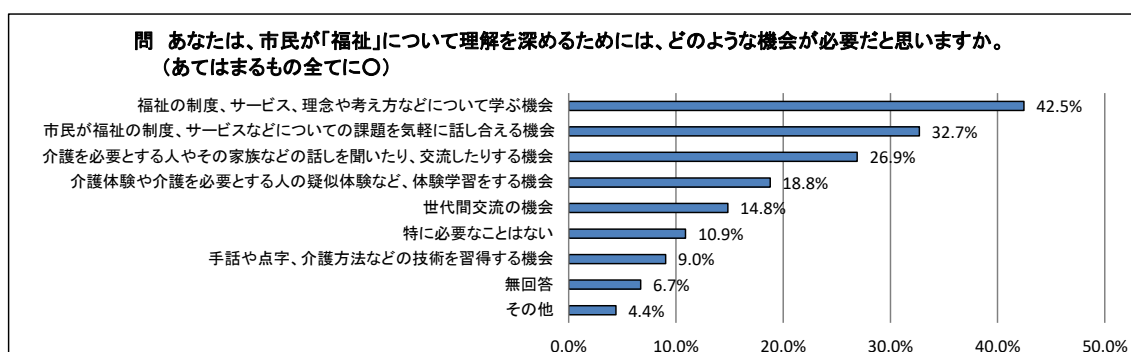
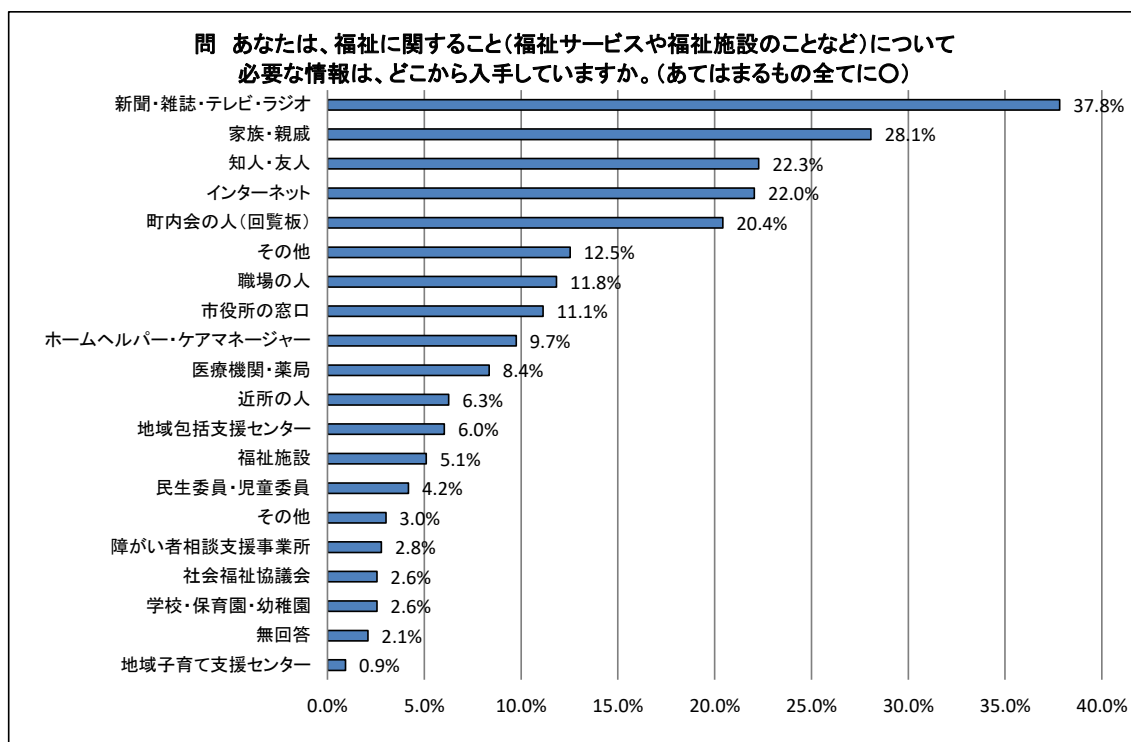
第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題



【福祉に関する情報について】

情報の入手方法としては、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」などのメディアで入手する人が最も多いものとなりました。その他は「家族・親戚」、「知人・友人」、「インターネット」、「町内会の人（回覧板）」より情報を入手している人が続きました。

福祉についての理解を深めるためには、「福祉の制度、サービスなどについて学ぶ機会」、「気軽に話し合える機会」が必要と回答した人が多いものとなりました。



3 第二期帯広市地域福祉計画の取り組みの評価結果

第二期帯広市地域福祉計画（平成26年度～令和元年度）においては「子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、共に支え合い、安心して、生き生きと暮らすことができるまちづくり」を基本目標に、「Ⅰすべての市民が安心して暮らしやすい地域をつくるために」、「Ⅱ地域の活動を積極的にすすめるために」、「Ⅲ安心して利用できる福祉サービスを実現するために」、「Ⅳ総合的な健康づくりを推進するために」の4つの基本的視点に基づいて施策を展開してきました。

進捗状況については、主な施策ごとに、毎年度、4段階で評価しています。

平成27年度から平成30年度までの評価及び、基本的視点毎の取り組みの進捗状況については次のとおりです。

【平成27年度～30年度の評価】

評価対象

基本的視点	施策の基本方向	主な施策	H27 年度 評価	H28 年度 評価	H29 年度 評価	H30 年度 評価
Ⅰ すべての市民が安心して暮らしやすい地域をつくるために	1 ノーマライゼーション理念の定着	①心のバリアフリーの促進	B	B	B	B
	2 ユニバーサルデザインのまちづくり	①ユニバーサルデザインの意識啓発の促進	B	B	B	B
		②都市基盤の整備	B	B	B	B
	3 防災、防犯活動の推進	①地域の防災、防犯、交通安全活動の推進	A	B	A	A
Ⅱ 地域の活動を積極的にすすめるために	4 地域の福祉活動の推進	①地域で支える仕組みの充実	A	A	A	A
		②地域活動の促進	A	B	B	B
		③社会参加の促進	B	B	B	B
		④コミュニティ活動の推進	B	B	B	B
		⑤子どもや青少年を育む環境整備の推進	A	A	A	B
	5 地域福祉を担う人材育成の促進	①地域の人材の育成	B	B	B	B
		②ボランティアの養成	B	B	B	B
	Ⅲ 安心して利用できる福祉サービスを実現するために	6 相談・支援体制の充実	①総合的な相談体制の確保	A	A	A
②地域における相談体制の充実			A	A	A	A
③成年後見制度の充実			A	A	A	A
7 適切な福祉サービス利用の促進		①在宅サービスの充実	A	A	B	B
		②施設サービスの充実	A	A	A	A
		③保育サービスの充実	B	A	A	B
		④障害福祉サービスの提供体制の充実	A	A	A	A
8 総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立		①サービス提供団体間の連携の促進	B	B	B	B
		②地域生活移行の推進	A	A	A	A
		③療育施策の充実	A	A	A	A
		④子育て支援の総合的連携の推進	A	A	A	A
Ⅳ 総合的な健康づくりを推進するために		9 健康づくりの推進	①健康づくり活動の推進	A	A	A
	②健康づくりの意識の普及		B	B	B	B
	③介護予防の推進		A	A	A	A
	10 医療との連携	①地域医療体制の充実	B	B	B	B
		②救急医療体制の充実	B	B	B	B
		③予防、早期発見の取組みの促進	A	A	A	A
		④医療機関の機能分担と連携	A	A	A	A

評価	H27	H28	H29	H30	割合
A 順調に進んでいる	17	16	16	13	53.4%
B ある程度進んでいる	12	13	13	16	46.6%
C あまり進んでいない	0	0	0	0	0.0%
D 進んでいない	0	0	0	0	0.0%

【基本的視点に対する取り組みの進捗状況】

基本的視点Ⅰ すべての市民が安心して暮らしやすい地域をつくるために

施策の基本方向	主な施策
1 ノーマライゼーション理念の定着	① 心のバリアフリーの促進
2 ユニバーサルデザインのまちづくり	① ユニバーサルデザインの意識啓発の促進 ② 都市基盤の整備
3 防災、防犯活動の推進	① 地域の防災、防犯、交通安全活動の推進

ノーマライゼーションの理念やユニバーサルデザインに対する意識啓発、整備については各種講座の開催や情報誌の活用、補助金制度などにより、市民理解や整備はある程度進んできていますが、啓発活動をさらに進め、理解促進につなげていく必要があります。

防災活動については、災害時要援護者の避難支援を地域で行うための個別計画作成協議会が連合町内会や単位町内会で設立されるなど、避難支援体制の拡充が図られてきています。

防犯活動では、関係機関や団体との連携により、防犯・交通安全事業に取り組むことで、地域の安全安心の確保につながっています。

基本的視点Ⅱ 地域の活動を積極的にすすめるために

施策の基本方向	主な施策
4 地域福祉活動の推進	① 地域で支える仕組みの充実 ② 地域活動の促進 ③ 社会参加の促進 ④ コミュニティ活動の推進 ⑤ 子どもや青少年を育む環境整備の推進
5 地域福祉を担う人材育成の促進	① 地域の人材の育成 ② ボランティアの養成

地域の福祉活動の推進については、地域支え合い推進員、民生委員・児童委員などによる相談支援活動のほか、地域活動に参加しやすい環境づくりとして、地域交流サロン事業などに取り組んできましたが、さらなる取り組みの推進が求められます。

このため、今後、民生委員・児童委員の欠員解消を図るほか、社会福祉協議会、町内会連合会などと連携しながら、市民一人ひとりが地域とつながり、地域の活動を支える仕組みや環境づくりに取り組む必要があります。

地域福祉を担う人材育成の促進では、認知症サポーターや災害ボランティアの養成講座等を実施し、人材の育成を進めてきましたが、ボランティア団体などにおいては、会員の高齢化や会員数の減少、役員の固定化など、担い手不足の課題が深刻化してきています。

このため、地域福祉に対する意識の醸成を図るとともに、地域活動への積極的な参加の働きかけなどに取り組みながら、担い手の育成・確保につなげていく必要があります。

基本的視点Ⅲ 安心して利用できる福祉サービスを実現するために

施策の基本方向	主な施策
6 相談・支援体制の充実	①総合的な相談体制の確保 ②地域における相談体制の充実 ③成年後見制度の充実
7 適切な福祉サービス利用の促進	①在宅サービスの充実 ②施設サービスの充実 ③保育サービスの充実 ④障害福祉サービスの提供体制の充実
8 総合的な福祉サービスの提供・連携体制の確立	①サービス提供団体間の連携の促進 ②地域生活移行の推進 ③療育施策の充実 ④子育て支援の総合的連携の推進

相談体制については、帯広市保健福祉部への総合相談窓口設置をはじめ、成年後見支援センターや、地域包括支援センター、地域子育て支援センターの運営などを通じて、相談体制の充実が図られてきています。さらに、障害者相談支援事業や各種相談に対応する支援体制づくりに取り組むことにより、支援体制の充実と適切な福祉サービスの利用の促進が図られてきています。

介護、障害、保育等に係る各種サービス提供については、多職種による関係者の連携を図るなど、必要なサービスを総合的に調整し、提供する体制が築かれてきていますが、近年では、制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた方も少なくない状況にあることなどから、地域住民、関係団体、行政による包括的な支援が図られる体制の構築が必要です。

基本的視点Ⅳ 総合的な健康づくりを推進するために

施策の基本方向	主な施策
9 健康づくりの推進	①健康づくり活動の推進 ②健康づくりの意識の普及 ③介護予防の推進
10 医療との連携	①地域医療体制の充実 ②救急医療体制の充実 ③予防、早期発見の取組みの促進 ④医療機関の機能分担と連携

健康づくりの推進については、健康相談や健康教育、母子保健サービス提供事業、介護予防普及啓発事業などの取り組みを進めてきましたが、健康や介護予防に対する市民意識の普及・啓発については、十分な成果につながらない状況にあることから、効果的な取り組みが求められます。

さらには、医療と介護の連携のもと、安心して、生き生きと暮らすことのできる地域づくりを進めていく必要があります。

4 今後に向けた課題と基本的考え方について

(1) 課題について

課題1 地域社会とのつながりが弱まった世帯の増加への対応

高齢者のみの世帯や独居世帯の増加に加え、地域交流が少なくなり、困りごとを抱えていても相談につながらないなど、社会的に孤立しがちな世帯が増加している現状にあります。

市民アンケート調査の結果においても「近所との付き合いの関係性が薄いこと」や、「地域活動に参加している人が少ないこと」、「地域福祉に対する意識を持つ人が少ないこと」、「困ったときに相談できる人がいない」などの回答が多い状況にあり、今後、こうした実情を踏まえ、各地域において、互いに気づき合い、支え合い、相談ができる環境づくりが求められます。

課題2 相談内容の多様化・複合化への対応

各種相談件数が増加していることに加え、1件1件の相談内容が多様化し、各分野を横断するような複合的な課題を抱える事例が増えている状況にあります。

制度的なサービスだけでは対応できないような困難ケースは、さらに増加していくことが見込まれることから、今後、こうした課題に対応できる相談・支援体制の構築が求められます。

課題3 ノーマライゼーション理念の定着・健康づくりへの対応

ノーマライゼーションの考えや取り組みについては、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

市民一人ひとりが、地域の中で生き活きと生活を送るには、健康であることが大切です。

市民アンケート調査では、「困っていること、不安なこと」で最も多い回答は「自分の健康に関すること」であり、健康への高い関心がある一方、実際に、運動習慣などにつながっていない状況にあることから、市民一人ひとりが自らの健康や介護予防を意識し、主体的かつ習慣化された活動を支援する仕組みづくりや、地域ぐるみで活動を支える環境づくりが求められます。

(2) 基本的考え方について

平成29年度より施行された改正社会福祉法により、住民と関係団体、行政が協力し、地域生活課題の解決支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされたことや、前述の課題に対応するため、本計画においては、次の3つを基本的考えに据えて、取り組みを進めていきます。

1 地域福祉活動の拠点整備、人材育成、活動の推進

地域住民が自ら地域生活課題に向き合い、互いに支え合うことができる地域づくりを進めるため、担い手の育成とともに、地域活動への支援に取り組みます。

2 多様化する課題に対する包括的な相談支援体制の構築

複合的な課題を抱えるなどの困難な事例が増えていることから、関係部署や相談・支援機関が連携し、包括的な支援を行なうことのできる体制づくりを進めます。

3 誰もが支え合う地域環境の整備、地域における健康づくり等の推進

年齢、性別及び障害などの有無に関わらず、誰もが健康で、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるため、地域住民が互いに支え合い、地域の活動を支える仕組みや環境づくりを進めます。

市民一人ひとりの健康づくりと介護予防等の活動を支援する取り組みを進めます。

**地域福祉推進の
考え方**

第3章

1 計画の基本理念

国では住民すべてが地域福祉に主体的に関わり、困りごとを抱えている人を地域全体で支え合う「地域共生社会」の実現を目指すこととしており、全国各地において、それぞれ取り組みが進められています。

常広市においても、地域共生社会の考え方を踏まえ、市民一人ひとりがお互いに支え合い、健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指すため、次の基本理念に基づき、地域福祉を推進します。

「すべての市民が共に支え合い、安心して、
生き活きと暮らせるまち おびひろ」

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現を目指すために、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 共に支え合う地域づくり

すべての市民が、地域福祉を我が事として捉え、地域の生活課題や活動に主体的に関わり、共に支え合う地域とするため、地域の活動を支える拠点づくりや、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進に取り組みます。

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

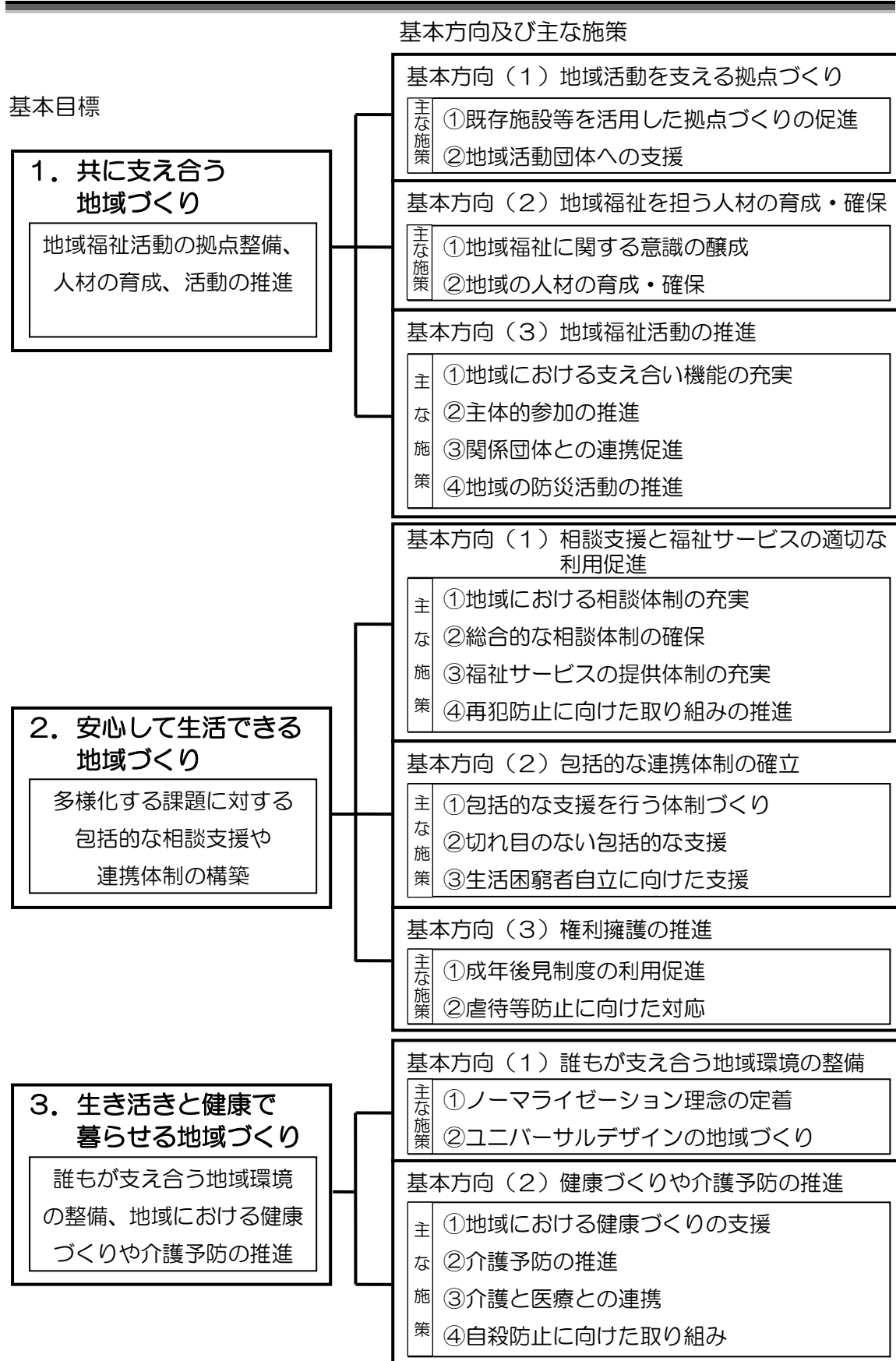
支援を必要とする人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられるなど、誰もが安心して生活できる地域とするため、福祉等に関する相談体制の充実や、様々な部署や関係機関が連携した包括的な支援を行う体制づくりを進めます。

さらには生活困窮者の自立支援や、権利擁護の推進などに取り組みます。

基本目標3 生き活きと健康で暮らせる地域づくり

市民一人ひとりが、住み慣れた地域で生き活きと健康で暮らすことのできる地域とするため、誰もが支え合う地域環境の整備や、主体的な健康づくり、介護予防の推進などに取り組みます。

3 施策の体系



4 市民・関係団体・関係機関・行政等の役割

地域福祉の推進に向けては、市民、自主活動グループ、地域活動団体、事業者、社会福祉活動団体及び行政の連携の充実を図るとともに地域の状況に応じた、市民主体の課題解決に向けた取り組みを進めていくことが大切です。

このため、各主体が次に掲げる役割を認識しながら、活動を進めることで、基本理念の実現を目指していきます。

(1) 市民の役割

すべての市民は地域を支える担い手の一員として、地域や福祉に対する関心を持つことが重要です。

支援する側も受ける側も誰もが地域社会に関わっていることの意識を持つとともに、地域で起きている生活課題を把握するなど、地域福祉を我が事として捉え、主体的に福祉活動に参加することが求められます。

(2) 自主活動グループの役割

サークル活動など、個人の趣味等を目的とした自主活動グループにおいては、趣味等に関わる体験の場を地域住民に提供する取り組みや、福祉活動へ参加協力を行うなど、主体的に地域活動を展開している例も少なくありません。

今後、こうした活動が広がることで地域における重要な担い手になることが期待されます。

(3) 地域活動団体の役割

町内会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPOなど、福祉活動団体は、それぞれの活動を通じて、地域の中にある生活課題や、困りごとを抱えている人などを発見し、地域の課題として共有することが重要です。

これらの課題は、関係機関につなぐほか、必要に応じて地域で話し合い、協力し、地域の活動につなげることで、制度的なサービスを補完するような、地域でなければできない取り組みが期待されます。

(4) 事業者の役割

福祉サービス事業者においては、サービスの質の向上や分かりやすい情報の提供、利用者が求めるサービスの提供を行える体制づくりが必要です。

その他民間事業者においても、地域の一員として、民間の視点から地域ニーズに対応したサービスの提供や、それぞれが実施する社会貢献活動を通じて、地域福祉に積極的に関わることが求められます。

（５）社会福祉法人の役割

社会福祉法人は福祉ニーズに対応する公益性の高い、非営利法人であることから、地域における福祉ニーズに対応したサービスの提供などの公益的な活動が期待されます。

このため、地域の実情に応じ、利用者とボランティア、市民などが交流し合う、地域福祉の拠点として施設の機能を活用し、地域と連携しながら、地域に根ざした活動を展開するなど、社会に積極的に貢献していくことが求められます。

（６）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置付けられており、その中心的な存在として、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政との連携を図りながら、地域における課題の把握や、課題に対応した事業を展開することが期待されます。

（７）市の役割

市は地域福祉の方向性や取り組みを市民に理解してもらうため、本計画である地域福祉計画を策定し、福祉施策を推進します。

高齢者、障害のある人、児童などといった対象分野に捉われず、関係部署が横断的に連携を図れる体制づくりや、異なる施策の取り組みを複合的につなぎ合わせ、切れ目のないサービスを提供するなど、地域住民や他の関係機関等と連携しながら、地域福祉を推進します。

地域福祉を担う団体等の支援や、地域福祉推進の中心的存在である社会福祉協議会、関係機関等との連携体制を確立します。

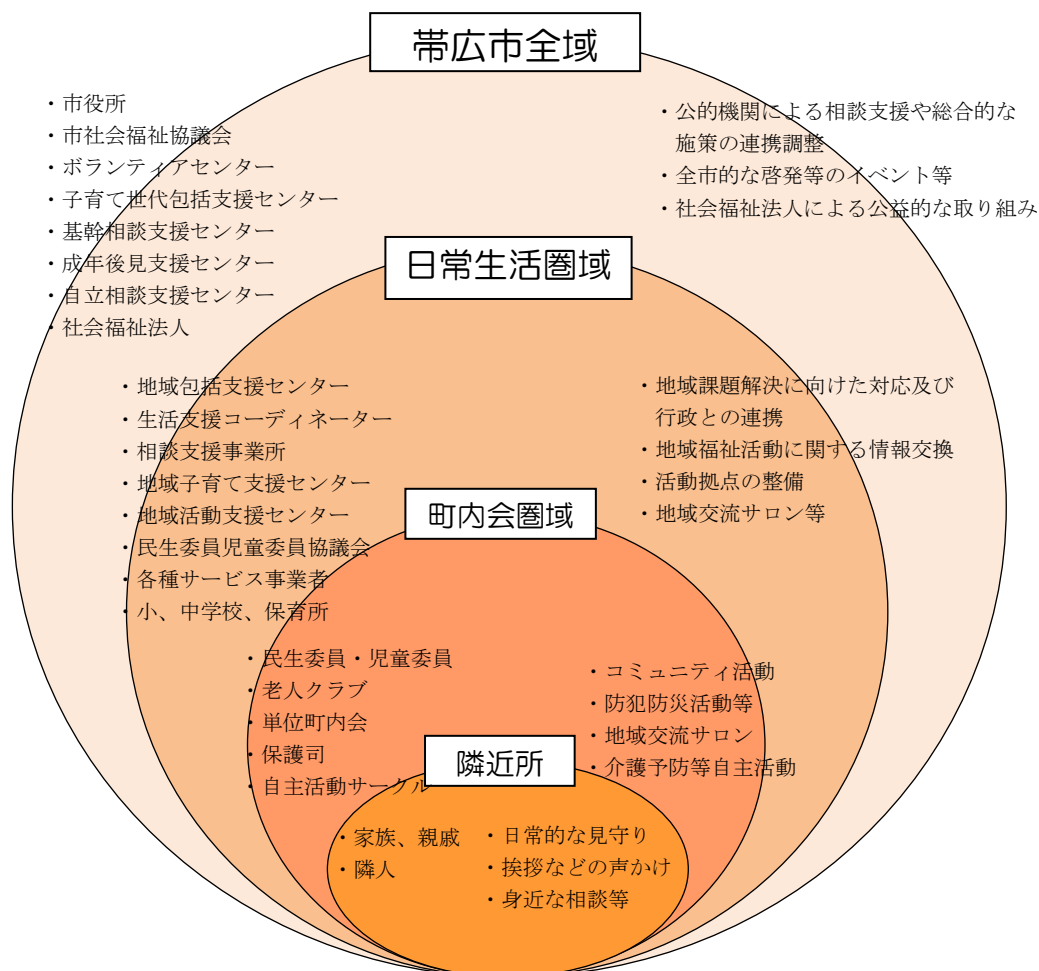
5 地域福祉活動における階層と圏域の考え方

地域福祉の活動主体には、町内会の班のような小さな主体や町内会全体など、機能や役割、対象、規模などに応じた階層があります。

また、対象となる年齢層や取り組み分野によっては、日常生活圏域、小学校区・中学校区、単位町内会・連合町内会の区域など、基本となる圏域や対象とする区域の設定を持つ場合があります

今後、多様化する地域課題に対応していくためには、活動の目的や内容、対応する地域課題に応じて、それぞれの主体が、既定の圏域や区域を越え、階層を跨いで連携し、情報の共有を図りながら取り組むことが重要になります。

○現状における階層イメージ



施策の展開

第4章

基本目標1 共に支え合う地域づくり

基本方向（1） 地域活動を支える拠点づくり

市民や行政、福祉関係者等が協働し、地域の活動を促進するため、住民同士の交流や地域団体などが活動を展開する拠点づくりを進めます。

【現状や課題】

地域のつながりが薄れ、住民同士の交流が少なくなり、社会的に孤立する人が増えてきています。

こうした中で、支援を必要とする人が、誰にも相談できず、問題を抱えたままにさせることのないよう、地域の結びつきを強め、日頃からの交流を促進する必要があります。

このため、誰もが気軽に立ち寄り、世代を超えて地域住民が交流できる場や、地域福祉活動を支える団体等の拠り所が求められています。



【主な施策】

①既存施設等を活用した拠点づくりの促進	・地域住民の相互交流等の場や地域団体などの主体が様々な地域活動を展開する場として、コミュニティセンターや福祉センター、市民活動プラザ六中等の公共施設や社会福祉施設等、既存の地域資源の活用を進めます。
②地域活動団体への支援	・町内会活動や老人クラブ活動など、地域活動を行っている団体への支援や、活動内容の周知、多様な主体との連携促進などに取り組みます。 ・生活支援コーディネーター等の支援のもと、地域の様々な主体との話し合いから地域課題やニーズの把握について情報の共有を図るとともに、ニーズに応じた自主活動や支え合い活動の創出などに取り組む協議体を設置します。 ・障害のある人の社会との交流を促進し、特性に応じた様々な活動が出来るよう関係団体や地域活動支援センター等への支援を行います。

基本目標1 共に支え合う地域づくり

基本方向（2） 地域福祉を担う人材の育成・確保

地域住民一人ひとりが、地域福祉に関心を持ち、実際に地域の活動に参加してもらえるよう、各種講座の開催などを通じて、地域福祉を支える人材の育成・確保に取り組めます。

【現状や課題】

若年の現役世代における地域活動への参加機会が少なく、高齢者が中心となって、地域の支援活動が行われ、活動の担い手が不足しているのが実情です。

このため、市民が地域福祉に関心を持ち、地域の課題に対する意識の醸成を育むとともに、主体的に活動に取り組んでもらうことが必要です。



【主な施策】

①地域福祉に関する意識の醸成	・地域福祉に関する各種活動や取り組みを、市の広報誌や社協だよりなどを活用して周知し、地域福祉活動やボランティア等への関心を高めます。 ・地域福祉活動に関する研修会の開催や、地域住民等の地域ケア会議への参加により、地域課題を認識し、支え合いや地域づくりに関する意識啓発を行います。
②地域の人材の育成・確保	・ちょっとした支え合いサポーター養成講座、認知症サポーター養成講座、社会福祉協議会のボランティア講座などの各種講座を通じ、支え合いを実践できる担い手の育成を進めていきます。 ・民生委員・児童委員など地域福祉を担う人材の確保に努めます。

基本目標1 共に支え合う地域づくり

基本方向（3） 地域福祉活動の推進

民生委員・児童委員や地域における見守り活動等を通じて、地域のつながりを強めるとともに、市民が主体的に地域福祉活動に参加できる環境づくりや福祉関係団体の連携、防災活動などを通じて、地域福祉活動を推進します。

【現状や課題】

個人の価値観の多様化やライフスタイルの変容により、親しい近所付き合いや助け合いなどの地域とのつながりが希薄化する中、地域における支え合いの力を高めていく必要があります。

制度的なサービスだけでは対応が難しい問題も、地域住民の支え合いによって解決できる事例も少なくありません。

このため、民生委員・児童委員の見守り活動、町内会活動、地域の防災活動など、幅広い支え合いの活動の中で、地域のつながりを再認識し、多くの市民が主体的に地域活動に参加する環境づくりを進める必要があります。



【主な施策】

①地域における支え合い機能の充実	・地域の支え合いを推進するための協議体や地域ケア会議などを通じて、住民同士で地域課題を考え、その解決に向けて協議する環境づくりに取り組みます ・地域交流サロンや介護予防教室など、市民が気軽に参加が出来る場を提供し、地域住民の交流を促進するとともに、見守りなど地域の自主的な活動を促進します。 ・市民活動プラザ六中などにおいて、活動の状況を共有し、障害のある人等を含む地域住民同士の交流、支え合い体制を充実させます。 ・子育て応援ボランティアやファミリー・サポート・センター事業などを通じ、地域で子育て世帯を支え、安心して子育てができる環境づくりを進めます。
------------------	--

②主体的参加の推進	・帯広市社会福祉協議会の福祉人材バンクやボランティア登録の推進、町内会への加入促進など、ホームページや広報誌などで情報を発信し、福祉活動参加へのきっかけをつくれます。 ・手話・要約筆記等のボランティアの育成や活動等に取り組みます。
③関係団体との連携促進	・ボランティア団体やNPO等、地域で活動している子育て、障害、高齢者等関係団体等が意見交換や情報共有を行えるよう、連携促進に取り組みます。
④地域の防災活動の推進	・町内会、民生委員・児童委員等と連携しながら、地域や各施設で防災講座や避難訓練などを行うことで、防災意識の向上を図り、災害時要援護者の安否確認や避難支援をはじめとする、地域相互支援の取り組みを促進します。 ・災害時、必要に応じ、速やかに災害ボランティアセンターを設置できるよう帯広市社会福祉協議会と連携を図ります。

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

基本方向（1） 相談支援と福祉サービスの適切な利用促進

福祉サービスを必要としている人が適切なサービスを選択、利用できるよう、相談窓口等の周知や窓口間の連携推進など、相談体制やサービス提供体制の充実を図ります。

【現状や課題】

地域には、何らかの福祉サービスを必要としながらも、どこに相談してよいかわからないなど、相談に一歩踏み出せない方がいます。

利用者が相談支援やサービスを受けるにあたり、相談しやすく、必要なサービス情報を容易に得ることができることや、分野をまたがる相談にも幅広く対応できる相談体制の整備が必要となっています。

また、現在、日本の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の比率は上昇傾向にあります。

社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、刑務所や少年院の出所者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められています。



【主な施策】

①地域における相談体制の充実	・民生委員・児童委員や地域包括支援センター、障害に関する相談支援事業所、地域子育て支援センター等の既存の相談体制の周知を図るとともに、支援を必要としている人を、地域の中で互いに気づき合うことのできる環境づくりを進めます。 ・協力機関との連携による「きづきネットワーク」を活用し、緊急を要する地域生活課題への対応や、必要な支援につなげます。
②総合的な相談体制の確保	・困りごとを抱えていても、どこに相談すればよいかわからない人などに対応するため、市の福祉に関する総合相談窓口の周知・浸透を図るとともに、関係部署が連携することで、複数の部署にまたがるような案件にも、適切に対応します。

③福祉サービスの提供体制の充実	必要な情報の提供はもとより、高齢、障害、児童、子育てなどの分野において、支援を必要とする人が、適切なサービスを受けられるよう、それぞれの福祉サービスの周知や、サービス提供体制の充実を図ります。
④再犯防止に向けた取り組みの推進	- 刑務所出所者等のうち、生活に困窮する者や高齢又は障害のある人などの福祉的支援が必要な者に対し、必要な福祉サービスが円滑に提供されるよう関係機関との連携を図ります。 - 再犯を防止するために関係機関、団体等との協議を進め、就労や住居の確保、民間協力者の活動促進などの支援に取り組めます。 「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベントなどを行うなど、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組めます。 - 薬物依存からの回復への支援に向け、関係機関、団体等と連携・協力を進めます。

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

基本方向（2） 包括的な連携体制の確立

複合的で複雑な課題を抱えた人に対し、多機関が連携を図り、分野を横断して総合的に支援することができる体制づくりを進めます。

【現状や課題】

公的な福祉サービスについては分野ごとに整備がされていますが、近年、ダブルケアなど複合的な課題を抱え、誰にも相談できず孤立したり、一つの支援機関だけでは解決が困難な事例が顕在化する一方で、ひきこもりなど、表面化せずに課題を抱えたままになっている場合もあります。

こうした課題を抱えている人に対しては、地域のつながりの中で、気づき合うことのできる環境づくりが求められています。

また、支援機関においては、分野に捕らわれず、世帯全体で潜在している問題を把握し、関係機関や地域と連携し、包括的な支援につなげていく必要があります。

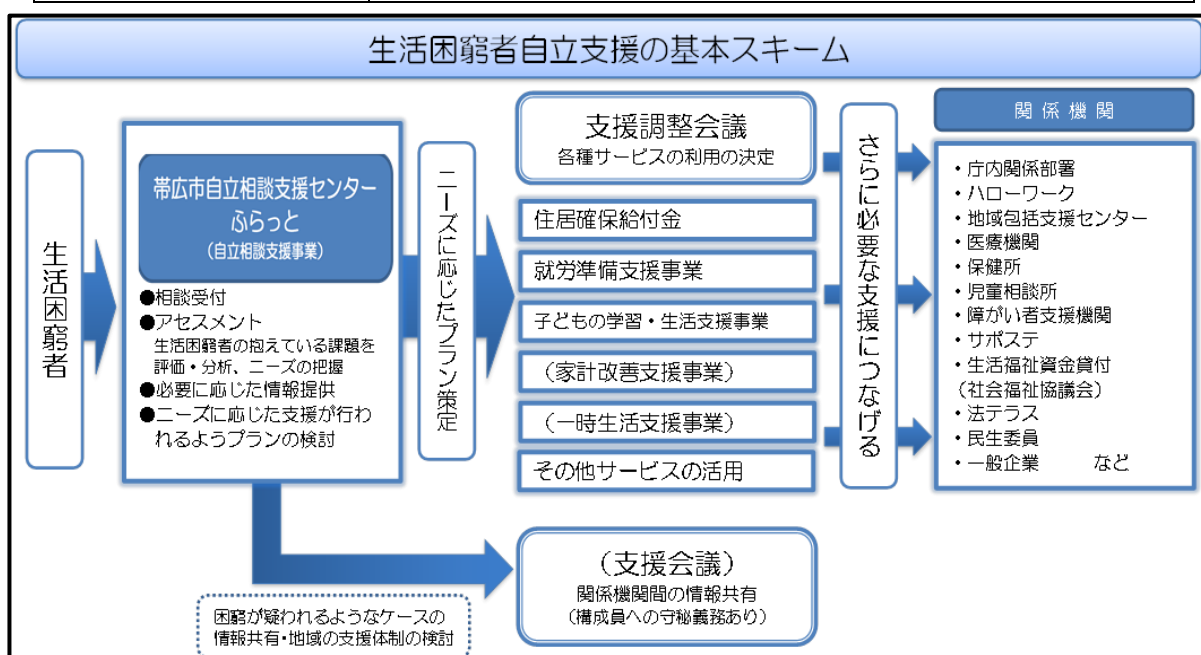
また、生活困窮者の自立支援方策においては、本人の尊厳を図りつつ、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情に応じて、包括的かつ早期に行うことが重要となっています。



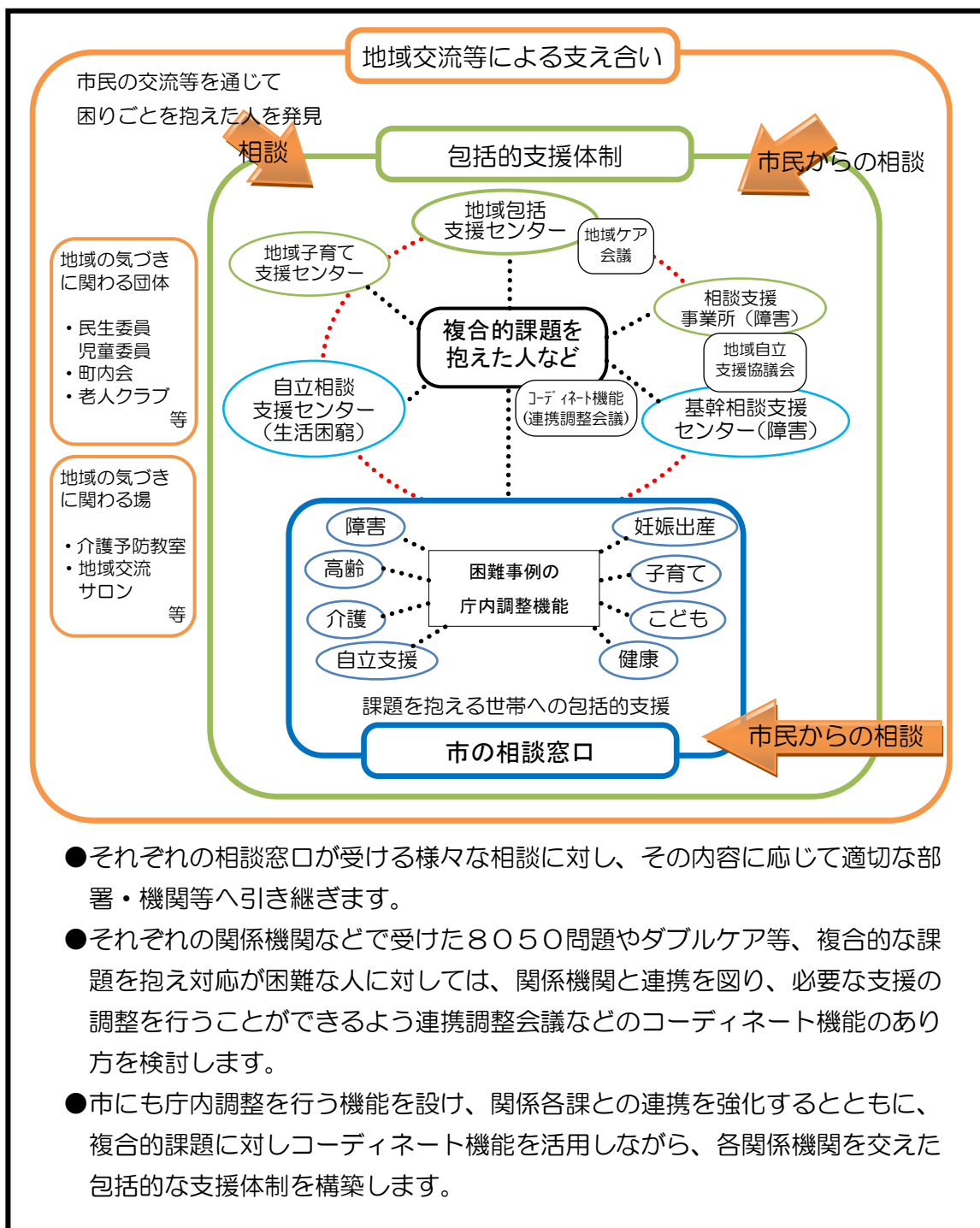
【主な施策】

①包括的な支援を行う体制づくり	・8050問題やダブルケアなど複合的な課題を抱えたり、制度の狭間にある困りごとなどを抱えた人については、地域住民や様々な関係機関、部署が関わりながら対応していく必要があることから、地域ケア会議や地域自立支援協議会など活用しながら、包括的な支援が行われる体制づくりを進めます。
②切れ目のない包括的な支援	・高齢者や障害のある人、子育てなど、多岐にわたる複雑な課題を抱えている人は、解決までに時間を要することも多く、関係する部署や機関も状況に応じ変化していくことから、全体の問題を把握し、個々の進捗を管理しながら調整を図るなど、世帯全体の問題を切れ目なくコーディネートすることのできる体制づくりを進めます。 ※44ページにイメージを記載

③生活困窮者自立に向けた支援	・「帯広市自立相談支援センター ふらっと」において、生活困窮者の多様で複合的な相談に応じ、関係機関と連携し、必要な情報提供及び助言をしていくことで、包括的・計画的に自立の促進を図ります。 ・離職等により家賃を支払うことが困難になり住居喪失又はその恐れのある生活困窮者に、就労活動を条件に、有期で家賃等の支給を行います。 ・就労に必要な実践的な知識・技能が不足しているだけでなく、就労に準備が整っていない生活困窮者に対し一般就労に向けた準備としての基礎能力からの支援を計画的かつ一貫して行います。 ・貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を推進します。 ・世帯の家計の「見える化」と家計計画を検討し、モニタリングを実施するなど、家計管理に関する支援を通し滞納の解消、債務整理、貸し付けのあっせん等により、自力で家計管理ができるようになるまでの支援の実施を検討します。 ・一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所や衣食を提供し、最低限の生活基盤の確保を検討します。 ・構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行えるよう、守秘義務を設けた関係機関や委託事業者を構成員とする支援会議を設置し、生活困窮者への早期かつ適切な対応を可能とする支援体制の構築を検討します。
-----------------------	--



相談に対する包括的な支援を行う全体像(イメージ)



基本目標2 安心して生活できる地域づくり

基本方向（3） 権利擁護の推進

判断能力が十分でない高齢者や障害のある人等に対して、基本的な人権を守るために、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、虐待防止の取り組みを進めます。

【現状や課題】

認知症高齢者の増加により、金銭管理や本人に必要なサービスを受けるための契約が出来ないなど、生活に支障をきたす事例も増えてきています。

そのような方の権利を守り、不利益を被らないようにするために、成年後見制度の利用を促進する取り組みを進める必要があります。

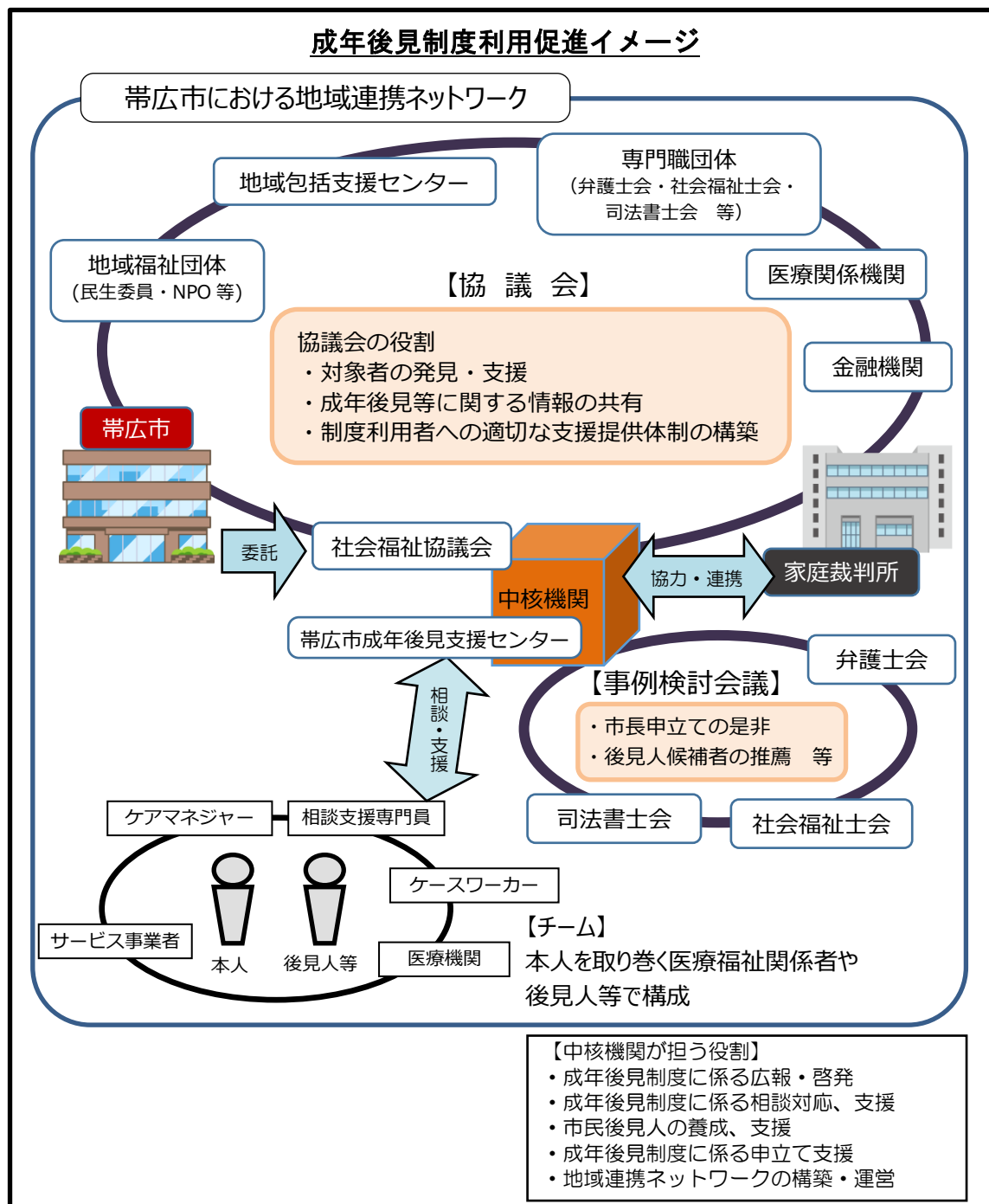
また、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者等からの暴力など、様々な虐待や暴力が社会問題となる中、虐待を防止する取り組みが必要です。



【主な施策】

①成年後見制度の利用促進	・成年後見制度の利用促進を図るため、「中核機関」、「協議会」、「チーム」を構成要素とする地域連携ネットワークを構築します。 ・帯広市成年後見支援センターを中核機関として位置付け、地域連携ネットワークの中心的な機関としての役割を担います。 ・中核機関では、成年後見制度に関する相談支援や広報、市民後見人の養成、申立に係る支援、各関係団体との連携、調整等を引き続き行います。 ・中核機関を中心に、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、行政が連携し、後見等が必要な個別の案件について協議を行う事例検討会議を開催するほか、それら関係者に加え、地域関係者、金融機関、病院関係者等から構成される協議会を設置します。 ・協議会において各機関が権利擁護に関し抱えている課題や対象者の発見・支援につながる情報の共有を図ることなどにより、制度を必要としている人への適切な支援体制づくりを進めます。
---------------------	--

	・成年後見制度の利用を促進するため、成年後見市長申立や利用支援事業（申立費用助成、後見人等報酬助成）を行うとともに、市民後見人養成講習やフォローアップ研修、成年後見フォーラム、出前講座などの開催により、担い手の養成、制度周知を行います。
②虐待等防止に向けた対応	・各虐待防止ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会等を開催し、相談窓口の周知、啓発及び早期発見等の対応や支援を進めます。



基本目標3 生き活きと健康で暮らせる地域づくり

基本方向（１） 誰もが支え合う地域環境の整備

誰もが多様性を認め合い、地域社会の一員として生き活きと暮らせるよう、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域づくりを進めます。

【現状や課題】

住み慣れた地域で誰もが地域活動や趣味・生涯学習活動など、様々な活動に参加でき、快適に生活できる環境づくりが求められています。

このため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域環境づくりや、ノーマライゼーション理念の定着に向けて引き続き取り組み、高齢者や障害のある人、認知症の人やセクシュアル・マイノリティなどの多様性を認め合い、個性を尊重し、支え合う環境の整備を進めていく必要があります。



【主な施策】

①ノーマライゼーション理念の定着	・障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、すべての人がともに暮らし、ともに生きることが出来る社会こそがノーマル（普通）であるというノーマライゼーション理念の定着に向け、出前講座の実施などによる理解促進、周知、啓発を図ります。 ・ノーマライゼーション推進地区の活動を促進します。 ・ヘルプマークの周知、普及を促進します。
②ユニバーサルデザインの地域づくり	・高齢者や障害のある人など、誰もが多様性を認め、人権や個性を尊重しながら、自立した地域生活を送るためのユニバーサルデザインに配慮した住みよい地域環境づくりに向けた取り組みを進めます。

基本目標3 生き活きと健康で暮らせる地域づくり

基本方向（2） 健康づくりや介護予防の推進

すべての人が生き活きと健康で暮らせるよう、一人ひとりが主体的に健康づくりや介護予防などに取り組むことができる環境づくりを推進します。

【現状や課題】

平均寿命が伸びている中、生涯にわたり市民一人ひとりが、生き活きと趣味や地域活動に関わっていくためには、健康寿命を意識した取り組みが重要になります。

自分一人だけでは継続しにくい健康づくりや介護予防の取り組みも、地域交流を通じて行うことで相乗効果が期待され、住民同士の支え合いにもつながることから、身近な地域で取り組むことのできる環境づくりや支援が求められています。

また、身体的な健康ばかりでなく、心の健康も重要な課題であり、悩みを抱えた人などの自殺防止に向けた取り組みを進める必要があります。



「主な施策」

①地域における健康づくりの支援	・ 疾病の予防、早期発見や重症化の予防のため、各種検診や歯科検診、健康相談など、医療関係機関との連携拡充に取り組みます。 ・ 健康づくりを包括的に行うため、医療、福祉分野に限らず、教育や労働の関係機関や企業、市民と協働で取り組むことのできる環境づくりを進めます。 ・ 市民が集まる場所や通いの場を活用し、市民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう支援します。
②介護予防の推進	・ 地域での交流を促すための通いの場の把握や創設を進め、市民が主体的に介護予防に取り組む環境を作ります。 ・ フレイル対策など介護予防を効果的に進めるため、専門職が関与する保健事業との一体的な取り組みの検討を進めます。
③介護と医療との連携	・ 多職種の関係者が連携しながら、心身の状態に合わせた切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。 ・ 連携協力病院と地域包括支援センターに、専門職からの相談窓口を設置するなど、介護と医療の円滑な連携を促進します。

④自殺防止に向けた取り組み	・保健や医療、福祉だけでなく、教育や労働など関連する機関や団体、企業や市民と協働しながら、生きるを支える取り組みを進めます。
---------------	--

計画の推進

第5章

1 計画の推進体制

計画を具体的に推進していくための協議を行うなど、各関係部署、関係機関等と連携しながら、協働して計画を推進していきます。

2 計画の進捗管理

市は、本計画を円滑に推進するため、進捗状況の点検・評価を毎年度行い、必要に応じて見直しを行うなど、適切な進捗管理を行います。

(1) 点検・評価及び附属機関への報告

施策の進捗状況については、関係課による点検・評価体制を構築した上で、毎年度、点検・評価を行い、保健、福祉、医療に関する総合的な観点から協議を行う帯広市健康生活支援審議会で評価結果を報告します。

審議会の意見は、計画の見直しや関連する施策の実施に反映されます。

また、施策毎の点検結果などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(2) 計画の周知

地域福祉は、行政や社会福祉協議会だけではなく、事業者や地域活動団体、社会福祉法人、そして地域住民すべてが主体的に地域課題に関わり、それぞれの役割を担うことで推進が図られます。

このため、本計画を市民に十分に周知し、地域福祉に対する理解を得られるよう、ホームページ等の広報媒体を活用します。

3 指標の設定

本計画の取り組みの効果と目標の進捗状況等を測るために以下の指標を設定します。

	指 標	指標の考え方	基準値 (H30)	目標値 (R6)
基本 目標 1	地域福祉ボランティア 登録者数	帯広市社会福祉協議会に登録をしている 地域活動等を行うボランティア登録者数	4,819人	5,115人
基本 目標 2	個別課題の 検討会議の開催回数	専門職や地域住民等が参加し、市民の生活 に係る個別課題の解決に向けた検討など を行う会議の開催回数 (地域ケア会議、個別支援会議等)	66回	81回
基本 目標 3	要介護度が 「要介護1」までの 高齢者の割合	65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を 受けていない又は、介護を必要とする割合 が比較的軽い、要介護度が要支援1から 要介護1までの高齢者の割合	91.3%	90.7%
	健康と思っている 市民の割合	市民のうち、健康と思っている人の割合	81.7%	↗ 上昇

資料編

1 帯広市健康生活支援審議会委員名簿

(24名 敬称略・五十音順)

氏 名	団体名等
阿部 厚憲	一般社団法人帯広市医師会
石川 尚樹	帯広市社会福祉施設連絡協議会
一柳 伸吾	一般社団法人帯広市医師会
◎稲葉 秀一	一般社団法人帯広市医師会
宇野 雅樹	一般社団法人北海道薬剤師会十勝支部
江口 聡	公募
大江 徹	一般社団法人帯広市医師会
大滝 達哉	一般社団法人十勝歯科医師会
金須 俊雄	公募
佐々木 修一	公募
真井 康博	一般社団法人帯広市医師会
高田 康範	公募
田中 利和	一般社団法人帯広身体障害者福祉協会
永井 八重子	公募
成田 安弘	一般社団法人十勝歯科医師会
野水 ミツ子	帯広市老人クラブ連合会
○畑中 三岐子	特定非営利活動法人帯広市手をつなぐ育成会
樋渡 康(R1.12.25～)	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部
古澤 慎二	帯広市町内会連合会
細川 吉博	一般社団法人帯広市医師会
松田 安巨(～R1.12.3)	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部
明神 もと子	学識(北海道子どもの虐待防止協会十勝支部)
山本 勝弘	帯広ボランティア連絡協議会
吉村 典子	社会福祉法人帯広市社会福祉協議会

◎委員長 ○副委員長

2 第三期帯広市地域福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
平成30年10月12日 ～11月10日	市民アンケート調査
令和元年5月9日	第1回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会 ・策定方針について ・策定スケジュールについて ・体系図（たたき台）について ・市民アンケート調査結果について
令和元年6月28日	第2回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会 ・素案・骨子案について ・市民意見交換会について
令和元年7月3日 令和元年7月4日 令和元年7月5日 令和元年7月9日 令和元年7月10日 令和元年7月11日 令和元年7月12日	市民意見交換会（西帯広コミュニティセンター） 市民意見交換会（帯広の森コミュニティセンター） 市民意見交換会（東コミュニティセンター） 市民意見交換会（緑西コミュニティセンター） 市民意見交換会（川西農業者研修センター） 市民意見交換会（大正農業者トレーニングセンター） 市民意見交換会（鉄南コミュニティセンター） 市民意見交換会（南コミュニティセンター） 市民意見交換会（啓北コミュニティセンター） 市民意見交換会（森の里コミュニティセンター）
令和元年7月25日	意見交換会（帯広市社会福祉協議会）
令和元年7月29日	第1回帯広市健康生活支援審議会 ・第三期帯広市地域福祉計画（骨子）について ・第三期帯広市地域福祉計画市民アンケート調査結果報告について
令和元年8月19日	厚生委員会 ・第三期帯広市地域福祉計画（骨子）について
令和元年9月2日	意見交換会（北海道民生委員児童委員連盟帯広支部）
令和元年10月16日	第3回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会 ・原案について
令和元年10月25日	第2回帯広市健康生活支援審議会 ・第三期帯広市地域福祉計画（原案策定に向けた検討資料）について
令和元年11月1日	意見交換会（帯広市社会福祉協議会）

令和元年11月12日	帯広市成年後見支援センターネットワーク会議 ・帯広市成年後見制度利用促進基本計画について
令和元年11月13日	意見交換会（帯広市町内会連合会）
令和元年11月19日	厚生委員会 ・第三期帯広市地域福祉計画（原案）について
令和元年11月25日 ～12月24日	第三期帯広市地域福祉計画（原案）に対するパブリックコメント
令和2年1月23日	第4回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会 ・第三期帯広市地域福祉計画（原案）に対するパブリックコメントの結果及び第三期帯広市地域福祉計画（案）について
令和2年1月31日	第3回帯広市健康生活支援審議会 ・第三期帯広市地域福祉計画（原案）に対するパブリックコメントの結果及び第三期帯広市地域福祉計画（案）について
令和2年2月12日	厚生委員会 ・第三期帯広市地域福祉計画（原案）に対するパブリックコメントの結果と計画（案）について

3 帯広市地域福祉計画庁内策定委員会名簿

役 職	職 名
委 員 長	保健福祉部参事
副委員長	保健福祉部企画調整監
委員	// 社会課長
//	// 障害福祉課長
//	// 高齢者福祉課長
//	// 介護保険課長
//	// 健康推進課長
//	// 保護課長
//	こども未来部こども課長
//	// 子育て支援課長
//	// 青少年課長
//	政策推進部企画課長
//	総務部防災担当調整監
//	市民活動部市民活動推進課長
//	// 安心安全推進課長
//	// 男女共同参画推進課長
//	商工観光部工業労政課長
//	学校教育部学校教育課長
//	生涯学習部生涯学習課長

4 用語集

※計画内での用語の意味として解説しております。

あ 行

NPO (P.32)

営利を目的としない民間組織（非営利団体）

帯広市自立相談支援センター ふらっと (P.43)

生活困窮者等の多様で複合的な相談に対応する窓口

帯広市成年後見支援センター (P.45)

成年後見制度や日常生活自立支援事業についての相談・支援の窓口

か 行

介護予防教室 (P.38)

地域で活動していくきっかけづくりのための教室で、脳トレや軽運動、レクリエーション、講話などを行う

きづきネットワーク (P.40)

高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の見守り体制の強化に向け、行政、民間事業者、医療機関、団体などの関係機関の連携を図るもの

協議会 (P.45)

被後見人やその関係者に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、自発的に協力する体制づくりを進める合議体

協議体 (P.36)

多様な主体を巻き込みながら、住民主体の活動を創出し、地域全体へ広げていくための体制及び機能として、日常生活圏域ごとに設置するもの

検挙人員 (P.40)

警察などが検挙した事件の被疑者数

健康寿命 (P.48)

国際連合の世界保健機関（WHO）が提唱している比較的新しい指標であり、平均寿命から、寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと

子育て応援ボランティア (P.38)

市内の地域子育て支援センターや幼稚園・保育所（園）などでおもちゃ等の手作り、畑作り、人形劇、あそびの提供などといった活動を行う人のこと

子育て世代包括支援センター (P.34)

子育て支援と母子保健の連携を図り、妊娠期から子育て期を通じて、切れ目のない支援を実施できるよう関係機関と必要な情報を共有し、コーディネートを行う相談窓口

さ 行

災害時要援護者（P.39）

在宅の高齢者、障害のある人、妊婦などで災害発生時に安全な場所への避難が自力では困難であり、まわりの人の支援が必要な人のこと

災害ボランティアセンター（P.39）

災害時のボランティア活動を円滑に進めるための活動拠点及び活動の調整を行うコーディネート組織

市民活動プラザ六中（P.36）

地域の支え合い体制づくりの拠点として多様な活動を展開するコミュニティ施設
市民後見人（P.45）

一般の市民が成年後見制度の仕組みについて学び、後見人としての役割を担うもの
社会を明るくする運動（P.41）

犯罪の防止と犯罪者の矯正および更生保護についての正しい理解を深めるための啓発活動

生活支援コーディネーター（P.36）

地域の課題や困りごとなど支え合いの視点から住民同士で話し合い、その解決に向け主体的な活動につながるよう支援を行う者。

地域支え合い推進員ともいう。

成年後見制度（P.25）

認知症高齢者、知的・精神障害者など判断能力が不十分な人を支援するため、本人に代わって法律行為を行う人、または本人による法律行為を手助けする人を家庭裁判所が選任する民法上の制度

セクシュアル・マイノリティ（P.47）

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことであり、性的マイノリティ、性的少数者、LGBTとも呼ばれています。

相談支援事業所（P.40）

障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ必要な援助を行うための窓口

た 行

ダブルケア（P.42）

介護と子育てを同時に抱えて負担が過重になっている状態が課題となっている

地域ケア会議（P.14）

行政や地域包括支援センターが主催する、高齢者等への支援の充実や社会基盤の整備などを進めるための会議

地域交流サロン（P.38）

地域に住む誰もが気軽に参加でき、交流や親睦を深め、楽しくふれあうことができる場

地域子育て支援センター（P.25）

市内の保育所6箇所に設置されており、0歳から就学前の乳幼児とその保護者を対象に、親子の交流や仲間づくり、子育ての相談支援をするとともに情報提供や講座などを実施する施設

地域自立支援協議会（P.42）

地域における障害福祉等の関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議

地域包括支援センター（P.34）

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく、福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関であり、帯広市では8つの日常生活圏域において、それぞれ設置されている

チーム（P.45）

本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一丸となって日常的に本人を見守り、必要な対応を行う仕組み

ちょっとした支え合いサポーター養成講座（P.37）

超高齢社会において地域でお互いに支え合う必要性を知ったうえで、活動に必要な高齢者支援の知識やマナーを学び、自分に合った「ちょっとした支え合い」活動ができる人になっていただくための講座

な　行

日常生活圏域（P.34）

高齢者が必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位であり、帯広市では、東、川北、鉄南、西、広陽・若葉、西帯広・開西、南、川西・大正の8圏域としている

認知症サポーター（P.24）

認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守り応援者のこと

ノーマライゼーション（P.24）

障害のある人が特別視されることなく、一般社会の中で普通に生活し、ともに生きる社会こそが普通の社会であるという考え方

は　行

8050問題（P.42）

50代のひきこもりの子を80代の親が養い、生活困窮や当事者の社会的孤立が課題となっている

ファミリー・サポート・センター事業（P.38）

子育てをサポートしてほしい人と子育てをサポートしたい人が信頼関係のもと
に行う子育ての援助活動

福祉人材バンク（P.39）

福祉職場で働きたい人に対し就職相談や求人情報の提供等を行う窓口

フレイル（P.48）

加齢とともに心身の活力が低下した「虚弱」な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態

ヘルプマーク（P.47）

障害や疾患などがあることが外見では分からない人が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるマーク

ま 行

民生委員・児童委員（P.32）

それぞれの地域で住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める厚生労働大臣より委嘱された方々

や 行

ユニバーサルデザイン（P.24）

障害のある人をはじめ、子どもからお年寄りまで、誰もが支障を感じることなく、安全で、安心して生活できる仕様、または設計思想のこと

要保護児童対策地域協議会（P.46）

要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営するもの

ら 行

連携協力病院（P.48）

ケアマネージャーなどの専門職からの医療に関する相談に対応する医療機関

第三期帯広市地域福祉計画

(令和2年度～令和6年度)

発行 令和2年3月

編集 帯広市保健福祉部社会課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

電話：0155-65-4146

FAX：0155-23-0154

E-mail：social_welfare@city.obihiro.hokkaido.jp